

1. 議事日程

(平成19年第1回安芸高田市議会3月定例会第2日目)

平成19年3月1日
午後1時30分開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第27号 平成18年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第3 議案第28号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第4 議案第29号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第30号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第6 議案第31号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第7 議案第32号 平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第8 議案第33号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別
会計補正予算(第4号)
- 日程第9 議案第34号 平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予
算(第4号)
- 日程第10 議案第35号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第11 議案第36号 平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業
特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第37号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号)
- 日程第13 議案第38号 平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算
(第2号)
- 日程第14 議案第39号 平成18年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)

2. 出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	明木一悦	2番	秋田雅朝
3番	田中常洋	4番	加藤英伸
6番	川角一郎	7番	塚本近
8番	赤川三郎	9番	松村ユキミ
10番	熊高昌三	11番	藤井昌之
12番	青原敏治	13番	金行哲昭
14番	杉原洋	15番	入本和男
16番	山本三郎	17番	今村義照
18番	玉川祐光	19番	岡田正信
20番	亀岡等	21番	渡辺義則
22番	松浦利貞		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

17番	今村義照	18番	玉川祐光
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	児玉更太郎	副市長	増元正信
副市長	藤川幸典	総務部長	新川文雄
自治振興部長	田丸孝二	市民部長	杉山俊之
福祉保健部長兼 福祉事務所長 建設部長	廣政克行	産業振興部長	清水盤
兼公営企業部長	金岡英雄	教育長	佐藤勝
教育次長	沖野清治	消防長	竹川信明
八千代支所長	平下和夫	美土里支所長	立川堯彦

高宮支所長	猪掛智則	甲田支所長	宍戸邦夫
向原支所長	益田博志	総務課長	高杉和義
財政課長	垣野内 壮	社会福祉課長	重本邦明
高齢者福祉課長	沖野和明	保健医療課長	武岡隆文
下水道課長	新川昭夫		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	増本義宣	議事調査係長	児玉竹丸
書記	国岡浩祐	書記	倉田英治

~~~~~○~~~~~

午後 1時30分 開会

- 松浦議長 ただ今の出席議員は21名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、
17番 今村義照君、18番 玉川祐光君を指名いたします。
ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時31分 休憩

午後 2時08分 再開

~~~~~○~~~~~

- 松浦議長 それでは、大変お待たせをいたしました。
休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
ここで、本定例会の一般質問の運営について、本日1時より及び、
先ほどの休憩中に議会運営委員会を開き、ご協議いただいております
ので、その結果について議会運営委員長、杉原洋君の報告を求めます。

- 杉原議会運営委員長 失礼いたします。

本日1時より議会運営委員会を開き、一般質問の取り扱いについて
協議いたしました。追加議案の提案がありましたので、さらに、さ
きの休憩中にその扱いについて協議をいたしました。その結果、次の
とおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、一般質問の取り扱いについては、質問は届け出順とし、初日
7人、2日目6人で2日間で時間制限は設けず、質問は3回までとい
たします。

次に議案につきまして、執行部から機構改革に係る事務分掌条例の
一部改正について最終日に提出するよう協議がありました。この件に
つきまして、付託審査が基本であることや、一般質問とのかかわりな
どを考慮いたし、本日の本会議を延会し、明日も引き続き本会議を
開会し、追加議案を上程し、提案説明、質疑の後、総務企画常任委員
会に付託することといたしました。

そのため、総務企画常任委員会が、明日10時に開会の予定となっ
ておりましたが、本会議終了後ということで変更して開会していただ
き、委員会審査が長引きましたら、一般質問の予備日としておりました
9日に延会して常任委員会の審査を行うことといたします。ご了承
いただきますようお願いいたします。

以上、報告を終わります。

- 松浦議長 お諮りします。

一般質問の日程については、ただいまの委員長報告のとおりとすることにご意義ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長　ご異議なしと認めます。
よってさよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第2　議案第27号　平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）

○松浦議長　日程第2、昨日に引き続いて、議案第27号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたし、質疑を求めます。

○塚本議員　議長。

○松浦議長　7番　塚本近君。

○塚本議員　昨日の補正の件でお伺いをいたします。

26ページの自治振興費、昨日も論議がありました湯治村の2,790万円の件でございます。この神楽門前湯治村事業は新しい美土里町を創造していくということで、平成10年に旧美土里町のソフト事業の起爆剤として、また地域の拠点として、かつて類を見ない巨費を投じた施設であったと思います。これは美土里町民の大きな財産であり、地域の活性化に欠かすことのできない大きな役割を果たしてきました。しかし、合併をいたしまして、今は安芸高田市民の施設として地域の文化の伝承、また発信、観光の振興、情報の発進基地、人々が行きかう交流の場、また市民の生きがいの場と、数々の期待がかかっておる施設であります。今後はこの施設を市民一体となって今後の施設運営にかかわっていく必要があるかと考えております。

そこで、昨日提出されました計画書といいますか、説明資料を見させていただきますと、中間計画というものが出されております。この中をいろいろ見させていただきますと4、5点ちょっとお伺いしてみたいと思います。

まず、この湯治村の決算は1月1日から12月31日と伺っております。既に2月を迎え、法人税の申告も済んでおると私は認識しておりますが、18年度の決算の状況をご報告いただきたいと思っております。

また、この計画書の中にありますイベントの開催状況につきましても、昨年とは何一つ変わらない単発的な美土里町中心の神楽イベントであるように思います。また、これに携わっていただいております経営者としての経営計画、また改革案が示されていないところであります。そして、これは第3セクターとして特殊な株式会社となっておりますが、株式配当の有無、そして次に、これには当然運営協議会というものが設けられていると思っておりますけど、その運営協議会のメンバー、そして最後に設管条例が設けてあるわけですが、この設管条例を見ますと産業の欄に書いてあるわけですが、この産業の欄にはた

くさんの観光施設の設管条例が載っております。この美土里町の神楽湯治村の設管条例の第1条に設置の目的が書いてあります。他の設管条例と比べて大きく違うところが1カ所あります。それはこの1条の中に設置の目的の中にしょっぱなに安芸高田市美土里町の自然、歴史と、そういうものを掲げておるわけでございます。美土里町という言葉です。他の設管条例においては市内の自然とか観光とか、そういう表現になっておるわけでございますけど、この神楽門前湯治村の件については、美土里町という言葉が残っています。依然として、旧態依然の美土里町のそういう構図が残っているのではなかろうかと思っておるわけでございます。その点について、どのようにお考えかお答えをいただきたいと思っております。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まず決算の状況でございますけども、株主総会がまだ開かれておりませんので、そういった意味でお手元の方には計画の中で、別紙1で決算の見込みという形で平成18年度の数字を入れております。ご指摘のとおり神楽門前湯治村はいわゆる年度でございまして、暦年でございまして、1月1日から12月31日までの決算でございますので、3月いっぱいには株主総会が開催されるということになります。したがって、株主総会が終了後認定されたものは直ちに私どもの方へ届くようになっておりますので、議会の方にも当然ご報告申し上げるようになるだろうと思っております。別紙1の各5年間の業績の推移表ということで18年度の見込みの数字、荒いものでありますけど届けとしておりますので、まずはそれでご理解をいただきたいと思っております。

それとイベントの状況であります。お手元の計画の資料の中では6ページで、(8) イベント部門ということで掲載をされております。この間と同じように5大神楽大会であるとか、その他の年次行事ということでのイベントを挙げております。基本的には昨日の答弁の中でも申し上げましたように、ただ単に安芸高田市の美土里町の神楽団ということだけではなしに、今後は広く市内の神楽団にも呼びかけをしてということで、そういったことをしていきたいという意向をいただいております。ただ、市内の神楽団をまとめていくという機能は湯治村にはございませんので、そういった意味では市内の神楽団が組織的にはどのような形にしていくということも必要なんだというふうに思いますが、湯治村とすれば神楽の発表の場の提供ということで、当然今後は広く他の神楽団にもそういった門戸を開いていくと、いうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、配当の有無でありますけど私が承知しておる限りにおきましては、合併後配当があったということは聞いておりません。

それから運営協議会のメンバーというご質問であります。運営協議会という組織は私は承知をしておりません。取締役会というものが

ございます。当然会社でございますので、取締役会があるわけでございますけども、そのメンバーでございますけども、取締役の会長は織田邦夫様、それから取締役社長は溝本郁夫様、それから専務が3名いらっしゃいまして、飲食・宿泊の担当が堀田秀貴様、文化担当が久保良雄様、財務担当が石橋三千男様、取締役が3名いらっしゃいます。平川幸雄様、中岡雅義様、折田雅彦様、監査役が亀岡等様、立川堯彦様と読むんでしょうか、の2名が監査役でございます。

設管条例の目的の欄に安芸高田市美土里町の自然云々ということにつきましては、設立当初の強い美土里町の思いがこのような表現として残っておったんだろうというふうに思います。合併の協議の中で条例等も整理をしましたが、美土里町のそういった思いを入れたいということが条例の表現になったんだろうと思いますけども、今後につきましては、昨日もお話しましたように安芸高田市の施設であり、当然ご指摘のとおり神楽は美土里町だけのものではございません。安芸高田市の文化でございますので、そういった文化が発表され振興される、そういった拠点施設としての機能を持っていくということは当然でありますので、今後機会をみて、それについては改正をする方向で検討すべきだろうと考えます。

以上であります。

○松 浦 議 長  
○塚 本 議 員

7番 塚本近君。

今説明をお聞きし、2、3再度聞いてみたいところがございますので、お聞きをします。

まずイベントの状況の中で、昨日課長は宿泊が随分減って収入が減ったんだというようなお話がありました。今日いろいろ考えてみますに、土曜日曜というのは非常に利用客も多いだろうと私も感じております。しかし工夫をすれば、今週休2日制という中で、金曜日の夜、例えばそういうイベントをうつことによって宿泊は増えると。美土里町の13団体が協議して行っている定期公演を例えば金曜日に行うとか。というようなことが考えられているのかどうか、また考えるべきであろうというふうに思うわけでありまして。

そして、確かにこの施設は神楽ドームと名づけてありますけど、地域の文化の伝承とか保存とかそういう名目を掲げておるわけでございますので、当然神楽のみならず例えば花田植えの各種地域からの、寄ってそういうイベントをすとか、あるいは若者向けのライブを行うとか、そういうような利用を考えていく必要があるのではなかろうかというふうに思うわけでありまして。

次に運営協議会というのではないということで、取締役会ということでありまして、行政からの出席が全然ないというように私は思いますけど、その辺はどのようにお考えなのか、再度伺ってみたいと思います。

次にもう1件、最初に質問すればよかったんですけども、昨日いた

だいた資料の中期計画の中で、8ページに下段の方に書いてあるわけですが、期末借入金残高というのが17年から18年の間に200万近く増えているわけですね。そこらのところはどうかであったんだらうか、何にどのように使われたんであらうか、そしてもう1件、この決算は先ほど言いましたように12月31日の締め切りの決算であります。1月、2月確かに営業はリニューアルということでできなかつたということで、2千万近い運営費が足らなくなつたということでございますけど、これは当然一企業として考えるならば、破産をした状態にあるわけで、ちよつとももの言い方は悪いかも知れませんが、そういう状況になるように私は思うわけでありまして。この補正が6月、9月いうんならわかりますけども、当初での補正というのは、余りにも先の見通しのできていない状況ではなかつたらうかと思つております。特に先ほど示しました借入金の残高の上にあります、預金というのがあります。5千万近く。例えばその資金を崩して2,700万を回し、年度末にどうしても資金繰りができないというならばわかりますけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

まず冒頭の金曜日の夜のイベントの問題、それから他の文化団体について広く開放したらどうかということにつきましては、全くご指摘のとおりだと私も思います。一応この間の聞き取りによりますと湯治村の方でもそのようなお考えをお持ちのようでございますけども、改めて私の方からもそういったことをやることによって、集客を伸ばすようにということをお話を申し上げていきたいというふうに思います。

次に、取締役の中に行政からの役員がいないではないかということでございますけど、監査役として美土里支所の立川支所長さんが入つていただいております。このことによりまして、行政として公的な施設の管理運営が適切に行われているかどうかという監査をしていただき、そういった形で入つていただいておりますので、それにつきましてはご理解をいただきたいと思つています。

それから別紙1、過去5年間の積算の中で、18年の見込みでございますけども、その中で破産状況にあるのではないかということでございますけども、現実の問題としてキャッシュフローが回らないという状況でございますので、そういった意味ではいわゆるそのまま放置をしていけば、非常に厳しい状況になるということだらうと思つています。ただ通常のこういった場合には普通の民間会社でありますと、いわゆる金融機関等をお願いをし、一借り等をして切り抜けていくというのが通常の手段でございますけども、この会社は第3セクターという会社でございますので、言つてしまえば、そこにおける社長が個人の資産と担保に借入れを起こすというのはいかがなもんなんだらうと思われまして、この会社自体が担保になる資産を持つておるわけでございます。



せんので、そういった意味では会社が通常の経営を行うためのそういった資金を手当てをすることができないと、こういった第3セクター特有の性格を持っておりますので、いずれにしましても、市がこのような形で支援を申し上げるか、もしくは損失補償のいわゆる契約を金融機関と安芸高田市が結ぶかの二つに一つなんだろうと思います。この間の例を見てみますと、第3セクターの場合はいわゆるそうした損失補償を自治体がたび重ねて行うことによって、累積の赤字を膨らませ、そのことがひいては溜まった時点で行き詰って自治体の財政を直撃すると、こういったケースが大半でございますので、基本的にはこうした経営の経費については損失補償等を行うべきだろうというふうに考えておるところでございます。

それから期末の現預金が5千万円程度あるということでございますけれども、確かに18の末ではそのようになっておりますけれども、キャッシュフローの中では非常に厳しいものがあるというように聞いております。その詳細については私どもも現金の中身をこの段階ではチェックしておりませんので、申し上げる説明ができないんでありますけれども、いずれにしましても18年の見込みの5千万、それがいわゆる現在の段階において、残っとなってキャッシュが回るという状況にはないだろうというふうに思います。こういった意味で破産ではございませんけれども、キャッシュフローが回りかねる厳しい状況であるということは事実だというふうに、私どもも認識しております。

以上でございます。

○松浦議長

答弁漏れがあるようです。

答弁を求めます。

田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

失礼しました。200万余り借り入れの残金が増えていますが、それについては私ども詳細については承知をしておりません。必要であれば調査をすぐさせていただきたいと思っております。

以上であります。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

19番 岡田正信君。

○岡田議員

同じ関連の質問ですが、部長、詳細は今持っておりませんと、わかりませんと、しっかり2,700万円補正組んどるんですね。そんな答弁でええんですか、それ。あなた部長で、その担当でしょ。私はね、皆さんが質問しよってだからあえてせんでもわかるような気がしたんですが、最初、基金へ神楽門前村から基金入っておりますよね。2,500万円、取り崩しで。歳入のところの繰越基金、繰入金の20ページですか、ここへ2,500万円入っておりますでしょ。それで出すので2,700万円出すようになってくる。しかしそれはそれでいいんですよ。しかし、皆さんの質問聞きよったらそういう帳簿になっておらんと。今日、私は昨日もらった書類持ってきておりませんが、

昨日月例監査報告書というのをいただきましたよね。あの中に神楽門前湯治村の基金残高というのがあるんですよ。今日、私はこれの質疑ないと思って持ってきませんでした、それ皆さん持っとったら見てください。月例監査で全然動いておりませんから数字が。そりゃ3月で動くんじゃないやればそれまでです。しかし、話を聞きよったらおかしくてかなわんようになるんですよ。こういうことが、今言われるように第3セクターと自治体の財源の行きかえで迷路不明になって、だんだん大きくなっておかしいことになるというのに、担当部長は気づいてないんですか。お尋ねいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

基金の関係でございますけれども、年度当初基金は7,809万1千円になったんだと思っておりますけれども、それをリニューアル経費ということでこの基金から全額を出しまして、4,677万円を当初取り崩しをして支払いに当てたということでございます。その後、調整値の592万円、これを9月の補正で取り崩しまして、今回補正で2,500万円の基金を取り崩して、そしてこの支援の方に当てさせていただきたいということでございます。ただ、18年度の積み立てが805万6千円でございますので、トータルとしてはこの年度末には852万7千円ですか、の基金が残るといふ形のものでございます。そういった意味では、一般財源を200万円ほど使うということでございますけれども、2,700万円の大半につきましては、入湯税相当部分をこの間積み立てておりました基金を取り崩して、この事業に当てていくということでございますので、神楽門前湯治村の事業につきましては、こうしたリニューアルなりそういったことをする場合には、この基金の限度内で現在は進めさせていただいておるといふことでございますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

○松浦議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

昨日10数点質問しましたが、いろいろ皆さんも質問する中で何点か理解できましたが、もう少し確認をしたいことがありますので質問させていただきます。

昨日災害復旧の復旧工事に対するの対応ということで言いましたが、いろいろ理由があるように聞きましたが、実態として今後19年に向けてその業者の実態が本当に対応できる実態であるのかないのか、やはりこれは担当の部として、いろいろ実態というのは調査をして、十分災害復旧に対応できるような地元の企業を含めて、関連の企業、他にもあるでしょうけれども、そこらのところを本当に市民が憂いのないような事業復旧ができるのかどうか、そういったことでの確認をすべきじゃないかと思っておりますが、その辺についてお考えをまず1点聞いて

おきたいと思います。

2点目に神楽門前湯治村、今いろいろ再度議論をしていただいておりますが、いろいろ第3セクターでも中身の調査をしてきて、今回は特にリニューアルにかかわる今後の運営ということで焦点を絞った議論になっておると思いますが、そういった観点で昨日聞いた中でもう少しここらどうかすればいいというような感じがするんで、市として、指導機関として、どのようにされるのかというような観点でもう少しお聞きしたいと思いますが、人件費等の削減ということで役員も含めて、削減をしておりますが、やはり一般の民間企業というのは、利益が上がったらその中でやりくりをしていく。例えば、給与も極端に言えば10%じゃなくて20でも30でも下げて、そして利益が上がったらみんなが頑張ったんだということで、ボーナスとかそういう形で還元していくというのが中小企業の状況ですよ。そういった感覚がやはりないと、これからもこういう状況というのは出てくるのではないかと思います。そこらの職員のやる気、あるいはそういったことを引き出す意味でもやはりぬるま湯につかるような状況というのは脱皮をしていかないと、民間企業に近い形での経営というのはできんんじゃないかという気がしますので、それについても市としてどのように指導されていくのかお聞きしたいと思っておりますし、基本的には今入湯税相当の基金によってやるということですが、今後5年くらい計画で言えば5千万余りのものがまたプールされていくだろうという流れで、その中でまたリニューアルが出てくればやるという考えでしようけども、計画として数字を書くのは見やすいですけども、やはり実行していくというのはなかなか厳しいと思うんですね。先ほどの同僚議員も言われたように、いろんな関係で市の一つの施設だという観点、もっとももっとというような視点が今後も必要じゃないかなというようなことで、例えば今回のリニューアルに関しても第3セクターの委員会の中でも言いましたが、やはり風呂が使えなかったら、市内にも同様の施設があるわけですから、そことの連携を図っていくとのことで客離れを防ぐということもできるという発想もできるわけですね。そこらもやはり先ほどもあったように、市の一つの施設としての連携というのを市としても指導していくべきではないかと、これは第3セクターでの今後の調査の中で一つの大きなポイントになるというように私も委員長として考えておりますが、そこらのところを市の幹部の皆さんがどのように捕らえておられるかというのが、この門前湯治村、一つの例として出てきたわけで、昨日部長申されたように、そうした状況というのは端々に見えてきておるわけですね。そこらを今後19年度に向けてそういった観点でやっていかれるおつもりがあるのかなのか、そこらの心意気も当然次の予算の審査の中でも出てきますけど、再度この時点でお聞きしておきたいと思っております。

それから、増元副市長答えていただいた土地開発公社の件、これは

中身としては理解はできましたが、やはり有形無実の組織として、存在させるよりかやはり組織がある以上はそれを活用して、本当に必要なところにしっかりそれが動かせるような、そういった観点が必要ではないかということで質問したわけですが、そういった方向で土地開発公社のあり方を、同僚議員も理事として入っておりますし、そこらの方向というのをこの時点では考えていく時期に来るのではないかなという視点でお聞きしましたので、そこらの19年度に向けてのお考えがあればさらにお聞きをしておきたいと思います。

27ページの地籍調査の関係、清水部長の方でお答えをいただきましたが、長年懸念であった吉田の件が来年度に残るという状況、500万のお金が残るということですが、本当に無駄なお金を使ってきておるなあというのが本当に受け止められるんですね。ですから一刻も早く片づけるべきものは片づけていくというふうな気がしておりますので、地域のまとめ役の人のそういったとりまとめというのがなかなか進まないということですが、地域振興会あたりが今非常に地域づくりに頑張っておられますが、最終的には行政と協働していくという意味で言えば、こういった行政の課題もそういった地域振興会にも必要であれば、投げかけて地域のとりまとめをして欲しいと、それが地域振興にもつながるんだと、そういった形での連携というのがこの際必要ではないかなと、それが本当の自治振興組織、地域を一緒につくっていこうという、行政と協働していこうというような視点につながるとお思いますので、そこらを大きな課題としてあれば、地元の地域振興課あたりにも課題として相談をするとそういったようなことをされておるのかどうかわかりませんが、考えるべきではないかと思えます。その辺についてのお考えを再度お伺いしたいと思います。

それから、48ページのニュージーランドの関係、教育委員会ですねこれは。2名減ということであったと、そういったものが主要な減額の要因だというようにお答えをされましたが、私も国際交流協会の高宮の会員として状況も聞いておりますが、全市に広げるという始点が当然必要だと思いますし、それはどんどんやっていくべきだと私もこれまでも言ってきたつもりでもありますし、ただこういったことを積み上げてきたという歴史があって、そのことが非常にこういう交流の中身をつくってきたというのも事実なんですね。ですから、広く広げるといった視点の中に、やはりこれまで積み上げてきたそういった国際交流協会の役割というのをないがしろにしてきたということが、少しずつこういった形で出てくるのではないかという気がしますんで、やはりこれまでの歴史があって初めてこういうものも広げていけるんだという認識を立てて、しっかり国際交流協会あたりと連携する、あるいはその協会あたりも広く言えば市の中にどうやって広げていくんかと、そういう視点がないと、こういったものはどんどん本来の姿をなくしていくような気がしますんで、目に見えない形でのこういった

形に少しずつ現れていくという気がしますんで、それについてのお考えを再度お聞きをしておきます。

もう一つ、32ページの業務委託の件について、中身についてはお聞きしましたが、最近朝日新聞ですかね、業務委託が法的に問題があると、それをまた派遣業務にするといういいということだが、国会でも非常に議論されておりますが、そういったこともいけないんだというような方向をこの間の朝日新聞出しておりましたが、それについての安芸高田市の状況というのはどのように認識をされておるのか、再度お伺いします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

建設部長 金岡秀雄君。

○金岡建設部長

ただいまの災害復旧に関係するご質問についてお答えをさせていただきます。ご指摘のように膨大な事業量のある災害が発生し、我々の方も特に市内業者を中心に復旧していただきたいというような思いで苦心をしておる中でございます。そういう中で、昨日も総務部長の方からも少し話が出ておりますが、いわゆる災害が起きた、旧町単位で言いますと、特に吉田、八千代が大きい、あと甲田、その他の町については被害が少なかったということで、そういう中での入札の参加のあり方、また私の方では103件程度の被害箇所数がございますが、これらのある程度集約をして発注をしていくと、そういう中で受注の機会の拡大、それに伴いまして、復旧を早期にやりたいという思いで、今やらせていただいております。それと現在18年度の末でございまして、それぞれ受注されておる業者さんも事業の完了に向けて鋭意努力をいただいております。そういう中で、19年度におきましては完了事業等も伴いますので、新たな行為等への取り組みもしていただけるのではないかというような思いで、今担当課等とも調整をさせていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

ちょっと質疑の途中でございますが、ここで暫時休憩をいたします。15時まで、10分間休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 2時51分 休憩

午後 3時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、熊高議員の質疑に答弁を求めます。

まず、自治振興部長 田丸孝二君。

○田丸自治振興部長

人件費の関係でございますけども、ご指摘のとおりこの間の経過を見ると、少しいかなものかなという状況があったというのは否めない事実だろうと思います。ただ、実際そこで働いている若い職員はパートであったり、常勤の職員でも相当低い給与で働いているという実

態もあります。そういった意味では、非常に厳しい環境の中で働いてくれているという実態もあるということについては、まずご理解をいただきたいと思います。ただ、取締役等の人件費につきましては、今日こういう状況に至ってる事実がございますので、そういう意味では、私どもとしても議会のご意向も含めてしっかりと伝えていきたいと思っておりますし、そのことによって、19年度においても何らかの措置がなされるというふうに思っております。

それから、市全体の施設としてということでございますけれども、前の塚本議員のご指摘にもございましたけれども、当然そのような形で今後は存続していくべきだろうと思っております。昨日も報告しましたように、市内のみやげ物等々も美土里町に限らずそこで売っていくというような姿勢も示しておりますので、今後ともそういった方向の中で、私どもとしても指導をさせていただきたいというふうに考えております。

また、連携を指導すべきではないかということでございますけれども、実は湯治村の湯が使用できないということを知らないで来られたお客さん等につきましては、積極的に湯の森の方へ紹介するといったようなことをこの間やってきましたと湯治村の方でもお聞きしておりますけれども、当然そのようなスタンスは保たれるべきだろうと考えます。これからも産業振興部の方では、観光協会等々の設立ということも検討されておるようでございますので、そういったことの中でしっかり連携がとれるよう、自治振興部の方としても指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

副市長 増元正信君。

○増元副市長

土地開発公社の件でございますけれども、かつての右肩上がりの時代、地価がどんどん上がっていくというような状況の時代の中では、この土地開発公社の土地の先行取得というのは非常に有効に機能してまいりましたが、昨今の状況ではそういった役割からは少し公社のあり方は考えていかななくてはならない時代を迎えております。ただ、当市の公社が所有しております土地、市内に3カ所ございますけど、これは旧町からの引継ぎの事業のあるところでございまして、これにつきましては昨日ご答弁を申し上げましたとおり知恵を出して、何らかの適切なる処分をさせていただきたい、それまでは当公社も存続をしていかなければならないのではないかとこのように私は思っております。今後の公共事業を進める段階で、やはり先行取得をした方が、よりスムーズに事業が進むという案件も本当に必要な事業についてはあるかもわからないというふうにも思いますので、そういった将来的な事も勘案しながら、当公社の今後のありようにつきましては、理事会はもちろん、また執行部の中でも注意深く考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

産業振興部長 清水盤君。

○清水産業振興部長

地籍調査事業の吉田町区域の事業のお尋ねでございますが、昨日も少しこれまでの経過をご報告を申し上げましたが、ご意見いただいておりますように、事業の執行にかかりまして地元の関係団体、地域振興会等の連携ももちろん取っていきながら、事業の実施に向けた取り組みをしていきたいというふうに思っております。19年度におきましては昨日も申しましたように、約190戸の関係機関、関係者の皆様の説明をさせていただくということで、計画をさせていただいております。これによりまして、再調査事業が実施可能かどうかというような一つの結論は出して、19年度中には一定の整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

続きまして答弁を求めます。

教育次長 沖野清治君。

○沖野教育次長

先ほどご指摘をいただきました国際交流のあり方、国際交流協会の役割といった点についてでございますけど、確かに国際交流ということになりますと言葉の問題に限らず文化の面もそうでございますが、まさに信頼関係の中でやっていくという、歴史の重みというのがあるということを今回思い知らされたような、そういったようなことを感じたところでございます。高宮町とセルウィン町は平成4年に提携され、ダーフィールド・ハイスクールとは平成9年の提携、さらに平成10年に高宮の国際交流協会ができたこと、そういう歴史的な中での信頼関係、国際交流が成り立っているということでございます。そういう意味で全市に広げるという始点の中では、ただ単に広げていくということではただ単に募集を広げていくということではなく、これまでのものを基にしながら、さらに友好関係を発展させるということが必要なわけございまして、そういう意味ではこれからは高宮の国際交流協会を基点としながら、それを大事にしながら、また市としても国際交流協会を立ち上げて、本年度市の国際交流協会を立ち上げるという形の中で予算をお願いしておるようなことでございます。そういうようなことで、歴史を大切にしながら新しいものをさらにつけ加えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○松浦議長

続いて答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。

○新川総務部長

業務委託の関係でございます。ご承知いただきますように、一部業務委託制度につきましては、2年目を迎え、ちょうどそうした実態の中で平成18年7月、8月頃には、大手の繊維業者等のこうした違法な労働形態の実態というものがマスコミ等で報道されたわけござい

ます。本市におきましてもそういう実態の中で、18年度のそうした一部、これは指揮命令系統の明確ということで、市の職員と委託職員の混在、そういうところが問題が生じておるのではなかろうかと考えております。一部分的なことにつきましても、命令系統をある程度組織の中では指揮命令系統ができるような対応を実施をさせていただいておるところでございます。ただ、こうした請負業者等のヒアリングをこれまでに重ねさせていただきました。そういう状況の中では、やはり指揮命令の関係で労働者の派遣業法に抵触する恐れがあるのではなかろうかというふうに現在認識をいたしております。そういう状況の中で、年度中途でございますので、今後こうした年度のかわりを見させていただき、請負の契約から人材派遣という制度のものに切りかえていくことが必要ではなかろうかと思っております。そういうことが、現在の雇用体系のグレーゾーンの解消になるのではなかろうかと思っております。そういう関係につきましては、広島労働局との調整等も現在とらさせていただいて、研究を重ねさせていただいて、より適法な方法で取り組みをさせていただきたいというように考えております。以上です。

- 松 浦 議 長
- 熊 高 議 員
- 松 浦 議 長
- 明 木 議 員
- 松 浦 議 長
- 明 木 議 員

答弁漏れはないですか。

ありません。

ほかに質疑ありませんか。

議長。

1番 明木一悦君。

このたびの補正予算なんですけど、非常に大きな8億数千万円の減額補正となってきておるわけなんですけど、それを繰越明許にしているという答弁も先日ありました。また、組み替え等がこの中には結構出ていると思うんですけど、我々議会議員としてやる役目として、当初予算を通し、そして予算執行を監視していくことが一議員の役目としてあるのではないかと。その中で、これだけの減額補正が出てくるということは、その辺が欠けていたのかなということで、個人的には反省もしないといけないかなと思っております。ただ職員の中の声なんかを聞くと言い方が悪いのかもしれないですけど、鶴の一声というようなものがあるのではないかと。伺っている部分があります。それはどういうことかという、パワハラという言葉があるんですけど、パワーハラスメントという言葉です。例えば、上からこれをやってくれと、予算執行の中には予算はそういうものは組んでないというのがあるんですけど、それを上司の命令で行わなければならなくなった状況が発生して、いきなり組み替えを必要とされたというような現状があるようにとられるんですけど、そのあたりが本当にあるのかないのかお伺いします。

- 松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

総務部長 新川文雄君。



○新川総務部長

今回の補正につきましては、昨日もご説明させていただきましたように、主たる普通建設事業費等の大きなプロジェクト事業の事業執行等に基づきましてある程度精査をさせていただき、中でも全額の減額をしておるといふ状況ではございません。19年度の予算の査定の中である程度問題点が出てきたことにつきましても、今年度の予算の中で計上をさせていただき、増額の補正をさせていただいておる部分箇所もございます。当然3月期でございますので、どちらにしましても補助もつれの事業の考え方の整理、当然一般財源等もついておるといふ状況でございますので、そういうところにつきましては、ある程度厳しい形の中ではありますが、事業の調整をさせていただいておるといふ状況でございます。そうは言いましても、大きな事業の減額と言いましても、歳入の方につきましては一般財源的なものは少なく、起債等の裏財源で充当をさせていただいておるといふのも現実の状況でございます。

次に、上司のそうした命によりということをご質問いただきましたけども、総務の方で所管をいたしておりますこうした予算等で、ヒアリングを受ける状況の中では私の方の耳にもいたしておりませんし、当然予算の執行というものはある程度各部における全体的な計画があるわけですから、その一つ一つのチェックの中で、予算措置の中で事業計画が運営されたものと判断をいたしております。

以上でございます。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

○入本議員

議長。

○松浦議長

討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○松浦議長

ないようでございます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

○入本議員

議長。

○松浦議長

15番 入本和男君。

○入本議員

今回の補正は、まるで決算委員会のような審議内容になったと。私は、このたびの補正をチェックされるのを見たときに、そういう矛盾があったと。中には何が合ったかなと思ったんですが、やはり市民に

向けてサービスをする立場に双方おる中で、執行部側も議会側もそういう立場でありながら、やはり事務評価、事業評価、そこらが私自身も欠けていたと、そういう中でやはり情報公開というの、今回の予算説明の中でももう少し執行部側も情報をしっかり提供していただければ、ここまで審議しなくてもすんなりいくのではないかと。それから今回8億という減額出されたということは、本来なら12月補正でこれを出すべきが本来の姿だと私は思うわけですね。この時期にお金がないといいながら8億出るということは、もう予算には間に合わないわけですね。そういうのを見ると、やはり副市長が18年度の決算は9月にすると言われとるんで、その点は多少でも物事が変わってくるような気がしとるんですが。また機構改革でも本日、明日でも上程されるということですが、やはりどうしても物事にはプラスとマイナスが発生するわけですが、今回のようなことをなくすためにも、やはり市民に向けて情報を発信して、行政サイドも襟を正し、議会側も今度の予算に対しても真摯にチェックしていかなければならないと思います。よって、予算が止まるということは、補正が止まるということは、年度末ありますし、やむを得ないというケースが多分にあるわけですので、そういう切羽詰ったところで、こう予算書を出されては非常に反対するにもできない、賛成するにも不満があるという現状が今回の補正予算ではなかったかと思うわけでありまして。今後、こういうことがないような意見を付して賛成したいと思っております。

○松浦議長 ほかにも討論ありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第27号、平成18年度安芸高田市一般会計補正予算（第7号）の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第28号 平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○松浦議長 日程第3、議案第28号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第28号、議案名が平成18年度安芸高田市国民健康保険特別

会計補正予算（第4号）でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、3,785万1千円を減額し、予算の総額を38億6,078万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、共同事業交付金1億674万2千円を追加し、国庫支出金146万9千円、県支出金59万9千円、療養給付費等交付金1,150万円、繰入金1億3,102万5千円をそれぞれ減額するものでございます。歳出につきましては、総務費76万円、保険給付費2,150万円、共同事業拠出金873万1千円、保健事業費686万円をそれぞれ減額するものでございます。

以上、よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

議案第28号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成18年度の国民健康保険医療費等の精算見込みとしまして、歳入歳出それぞれ3,785万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,078万3千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。まず、歳入につきましてご説明申し上げます。3款国庫支出金、1項国庫負担金、3目高額医療費共同事業負担金59万9千円の減額につきましては、交付額の確定に基づくものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、1節普通調整交付金87万円の減額につきましても、保健事業費の減額に伴うものでございます。4款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金、59万9千円の減額につきましても、交付額の確定によるものでございます。7ページをお願いします。5款療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金の1,150万円の減額は、退職被保険者等にかかる保険給付費並びに高額療養費の支出減に伴うものでございます。次に、7款共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、6,819万8千円の増額及び2目の保険財政共同安定化事業交付金3,854万4千円の増額につきましては、交付金確定に伴う増額でございます。次に、9款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金の1億3,102万5千円の減額は、財源見直しによりまして減額するものでございます。

以上、歳入のご説明を終わります。8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費24万円の増額は、人的業務委託料の増額によるものでございます。

2項徴税費、1目賦課徴収費につきましては、歳入特定財源のうち、その他の特定財源の組み替えであります。財政調整基金の繰入金35万9千円の減額、それに伴いまして高額医療費共同事業交付金35万9千円の増額をするものでございます。2目の納税奨励費100万円の減額につきましては、納税組合解散に伴う減額でございます。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費200万円の減額、並びに9ページ2目の退職被保険者等療養給付費350万の減額につきましては、精査見直しによる減額をいたすものでございます。次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費800万円の減額並びに2目退職被保険者等高額療養費800万円の減額は、いずれも精算見込みによる減額でございます。次に、4款介護納付金、1目の介護納付金につきましては、歳入特定財源のうち、その他特定財源の組み替えでございます。財政調整基金繰入金1,428万3千円の減額、また、高額医療費共同事業交付金1,428万3千円を増額するものでございます。10ページをお願いします。5款共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金349万7千円の減額及び2目の保険財政共同安定化事業拠出金523万4千円の減額につきましては、拠出額の確定によるものでございます。6款保健事業費、1目の保健衛生普及費223万円の減額及び2目の疾病予防費463万円の減額につきましては、事業費の精算による減額でございます。

以上で、要点の説明を終わらせていただきます。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第28号、平成18年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。



日程第4 議案第29号 平成18年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)

○松浦議長 日程第4、議案第29号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第29号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億5,676万3千円を減額し、予算の総額を55億9,736万2千円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 議案第29号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算(第2号)につきまして、要点のご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成18年度の医療費を決算見込みしましたところ、歳入歳出についてそれぞれ2億5,676万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億9,736万2千円とするものでございます。減額する主な理由といたしましては、平成18年4月から診療報酬が約3.16%引き下げられましたことと、また二つ目としまして、8月に毎年行っております負担割合の判定の際の税法の改正によりまして、高齢者の控除がなくなったため等をはじめ、医療費の自己負担が2割の受給者が対前月と比較しまして、約2倍、185名から360名となりまして、併せてまた10月から2割負担の受給者は3割負担となりまして、自己負担が増えたことと思っております。また、全体の医療費が当初予算推計時より余り伸びなかったことが減額する理由でございます。

歳入についてご説明申し上げます。6ページをお願いいたします。

1款支払基金交付金、1目の医療費交付金1億3,279万7千円の減額につきましては、医療費に対する支払基金からの交付金の減額でございます。次に、2目の審査支払手数料交付金の138万5千円の減額でございますが、医療費の減額に伴いますレセプトの審査手数料の減額でございます。2款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目の医療費負担金の7,980万2千円の減額でございますが、これにつきましては、医療費の減額に伴う国庫負担分の減額でございます。次に、3款県支出金、1項県負担金、1目医療費負担金の2,139万2千円の減額につきましては、医療費の減額に伴う県負担分の減額で

ございます。次に、7ページをお願いします。4款繰入金、1項の一般会計繰入金、1目一般会計繰入金の2, 138万7千円の減額につきましても、安芸高田市の一般会計からの繰入金の減額を計上いたしております。

続いて歳出でございますが、8ページをお願いいたします。1款の医療諸費、1目医療給付費、20節の扶助費の2億4,975万5千円の減額につきましては、これは国保連合会及び支払基金へ支払う医療費の減額でございます。2目の医療費支給費、20節の扶助費の562万3千円の減額につきましては、高額医療費やコルセット等の現金給付分の減額でございます。次に3目の審査支払手数料、12節の役務費の138万5千円の減額につきましては、国保連合会及び支払基金へ支払いますレセプトの審査支払手数料の減額でございます。

以上で要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

13番 金行哲昭君。

○金行議員

今、部長が言われたように医療費が上がるとるんですよね。そしたら、お年寄りが出すお金が出るとのことなんです。増えたということなんです。それで市の持ち出しが少なくなったことですから、この分の私が言いたいことは、こういうものはお年寄りが大変な思いをされておる。これは政府の指導、そういうもので仕方がないが、そこを担当部としては今どうこうせいとは言いませんが、そこらを踏まえながら、福祉に何かを使えるようなことは施策は考えていかないといけないと思います。その思いをお聞かせください。

○松浦議長

福祉保健部長 廣政克行君、答弁を求めます。

○廣政福祉保健部長

ご質問の主旨につきましても、私ども実際収入が増えないのに所得が上がるというひとつの形がとらえたというものでございます。というのが、高齢者のみならず実際に定率減税の廃止とか、高齢者控除の廃止とか、同じ年金生活の中でもそういう廃止の中で所得は上がってくるという形が、このたびの一つの大きな原因だろうと考えます。そういった点でもありますが、ご承知のように今県を一つにいたしました後期高齢者の広域連合の立ち上げ等、いろいろそういった点では県内のある程度統一的な一つの負担的な形を捉えていくような準備をされておりまして、先般その連合の方も立ち上げられたばかりという形であります。そういった点では、ある程度県のひとつの統一した医療費等の負担についても、ある程度の考え方も出てくるのではないかと、このように考えます。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

ほかに質疑がないようでございます。

これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りします。

これより議案第29号、平成18年度安芸高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第30号 平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○松浦議長 日程第5、議案第30号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第30号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億9,048万4千円を減額し、予算の総額を32億8,067万2千円とするものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思えます。

○松浦議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 平成18年度の安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、要点のご説明を申し上げます。このたびの補正につきましては、今年度の執行見込みを精査いたしまして、予算の調整をさせていただくものが主なものでございます。

まず歳入の補正、8ページをお願いいたします。

1款の保険料、65歳以上の高齢者の介護保険料でございますが、1,571万円の増額でございます。第3期介護保険事業計画において見積もりました額より、特別徴収分が2,320万円増額し、普通

徴収分につきまして749万円減額となる見込みでございます。これにつきましては、事業計画の見込みと比べ普通徴収被保険者が少なく、特別徴収被保険者が多くなったことと、税制改正の影響により被保険者の平均の所得段階が上がったことによるものと考えております。3款国庫支出金、1項の国庫負担金、1目の介護給付費負担金でございますが、1,300万円の増額でございます。これにつきましては、国庫負担金の収入見込みに基づくものでございます。3款の国庫支出金、2項国庫補助金、1目の調整交付金につきましては、3,200万円の減額でございますが、これにつきましては歳出の保険給付費の減額見込みによるものでございます。2目、3目の地域支援事業交付金につきまして、歳出の地域支援事業費の増減により歳入を調整いたすものでございます。

9ページをお願いいたします。4目の介護保険事業費補助金につきましては、平成20年度に創設されます後期高齢者医療制度との連携のため、介護保険システムを改修する経費の国庫補助金でございます。4款支払基金交付金につきましては、1億1,175万8千円の減額であります。歳出の保険給付費、地域支援事業費のうち介護予防事業の減額により歳入を調整するものでございます。5款県支出金、1項県負担金につきましては、4,200万円の減額でございますが、これにつきましては、歳出の保険給付費の減額により歳入を調整するものでございます。

10ページをお願いいたします。3項県補助金、1目、2目地域支援事業交付金につきまして、歳出の地域支援事業費の増減により歳入を調整いたすものでございます。8款繰入金、2項一般会計繰入金は、それぞれ歳出の増減により歳入を調整いたすものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。11ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費365万円の増額でございますが、それぞれ執行見込みにより増減でございます。なお、このうち1節の報酬でございますが、地域密着型サービス運営委員会委員報酬で、開催回数の減により減額をいたすものでございます。13節委託料は、平成20年度に創設されます後期高齢者医療制度と介護保険の高額サービスを連携させるためのもので、介護保険システム改修委託料の追加をいたすものでございます。2項の徴収費1万6千円の減額につきましては、執行見込みにより減額でございます。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費120万円の減額につきましては、介護認定審査会委員の報酬の減額でございます。研修の未開催、委員欠席による減額が主なるものでございます。

12ページをお願いいたします。2目認定調査等費171万7千円の増額につきましては、それぞれ執行見込みにより増減でございますが、このうち1節報酬につきましては、認定調査員の病気休暇に



よりも報酬減額でございます。また、13節の委託料の250万円の増額につきましては、要介護認定の増加に伴います認定調査及び主治医の意見書作成の委託料の増額でございます。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目の居宅介護サービス給付費9,500万円の増額でございます。増額の原因といたしましては、デイサービス、デイケア、有料老人ホーム入所、特定施設入居者生活介護サービスが伸びておる原因でございます。この要因としては、施設から在宅へ移行していること、1人当たりのサービス利用料が伸びていることなどであると分析しています。3目の地域密着型介護サービス給付費1,500万円の減額につきましては、地域密着型サービス事業者の18年度指定が遅れているため減額でございます。5目施設介護サービス給付費2億1,100万円の減額につきましては、施設入所者の減少によるものでございます。平成17年10月と平成18年10月を比較いたしますと、老健では17人、療養型病床では10人、入所数が減少しております。この原因を考えてみますと、療養病床の再編に伴いまして施設から在宅へ移行していること、また、介護から医療へ移行していること、また要介護認定の変更によります要介護1から要支援2への認定換えが、被保険者が在宅へ移行されていることなどが原因と考えております。7目居宅介護福祉用具購入費でございますが、要介護の人が利用いたします福祉用具購入等でございます。

13ページをお願いいたします。8目の居宅介護住宅改修費、要介護の人が利用いたします住宅改修、便器等への取り替え、手すりなどでございます。9目居宅介護サービス計画給付費、それぞれ執行見込みによります減額でございます。2項の介護予防サービス等諸費でございますが、1目介護予防サービス給付費は、6,100万円の減額でございます。原因としましては、デイサービスなどが減少しておるのが原因でございまして、要介護認定の変更によります要介護1から要支援2へ認定換えされた被保険者が、事業計画の見込みより少なかったためと分析をしております。5目の介護予防福祉用具の購入費でございます。また6目の介護予防住宅改修費につきましては、それぞれ執行見込みによる減額でございます。7目の介護予防サービス計画給付費につきましては、財源の組み替えでございます。

14ページをお願いいたします。3項のその他諸費、1目審査支払手数料も財源の組み替えでございます。4項高額介護サービス等費、1目の高額介護サービス費、2目の高額介護予防サービス費につきましては、それぞれ執行見込みによります増減でございます。5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、また2目特定入所者介護予防サービス費につきましては、それぞれ執行見込みによります減額でございます。4款地域支援事業費でございますが、1項介護予防事業費、1目の介護予防特定高齢者施策事業費は270万円の減額で、13節の委託料で特定高齢者に対します通所型介護予

防事業委託の執行見込みによります減額でございます。2目介護予防一般高齢者施策事業費は、205万円の減額でございますが、それぞれ執行見込みによります一般高齢者介護予防事業の減額でございます。13節の委託料、一般高齢者に対します通所型介護予防事業委託、ふれあいサロン事業委託の執行見込みによります減額でございます。

16ページをお願いいたします。2項包括的支援事業・任意事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費は50万円の減額で、11節需用費は複写、また、14節使用料及び賃借料につきましては、事務機器及び公用車のリース料の減額でございます。3目の総合相談事業費100万円の減額につきましては、13節委託料、高齢者実態把握委託の執行見込みによります減額でございます。5目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費40万円の減額につきましては、1節報酬、地域包括支援センター運営協議会委員報酬の減額で、開催回数によるものでございます。6目任意事業費は財源組替でございます。5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金2,878万4千円の増額につきましては、保険給付費が見込みを下回ったため、それに充当していました1号被保険者の保険料を、後年度のために基金に積み立てるものでございます。

17ページをお願いいたします。7款予備費467万9千円の減額につきましては、一般会計からの繰入金を減額、縮小するもので、予備費を減額し、事務費や介護給付費に充当させたものでございます。

4ページに戻っていただきたいと思っております。第2表の繰越明許費の補正でございますが、先ほどご説明をいたしました1款の総務費、2項の総務管理費で後期高齢者医療制度と介護保険の高額サービス費を連携させる必要が生じてまいったところであります。これにつきまして、介護保険システム改修事業403万2千円を限度額といたしまして、繰越明許費の補正追加をお願いするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

11ページの介護認定審査会、120万の減額になつてくるんですが、その認定審査会というのが大事なセクションじゃなかろうかと思うんですが、どういう原因でどのくらい、認定委員さんの欠席によるということなんですが、何人おられて、何日休まれたのかということをお聞きをいたします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

介護の認定の審査会費の120万の減額でございます。主なるものは先ほど回数、欠席者ということではありますが、1回に5人の1班、

大体月に8回ほど、毎週水曜日と金曜日で8回ほど認定審査会を開いていただくという、当初の予算見積りでございます。それと認定審査会でありますので、いろいろ県の研修等、また、各それぞれの連結をいたします研修等がある程度開いていただくものと考えて、報酬等も予算化をさせていただきましたけども、大体県の研修が20人くらい行ってもらおうようにしとったんですけど、研修が延びたという形で研修費が減額になったということがあります。それと、そこで言いましたように一般で5人体制であります、急遽どうしても来られなくなったりされて、その人が4人で会を開かれたという、1年間ありますので、いろいろ5人が一班そろわないということがあるというのが主な原因であります。

○松浦議長  
○青原議員

12番 青原敏治君。

今聞いたんですが、この認定業務というのはかなり慎重にやって、大事な仕事だろうと思います。やっぱり適正に認定されることを望むのであれば、やはり5人で一組ということになれば、5人でやっぱりやっていると、4人になればそれだけ負担が増えると、審査もいい加減になるんじゃないかなというような感じがしますんで、もしかなうものであれば、欠席がちな人については交代をしていただくとかいうような方法をとっていただきたいと思うんですが、そこらあたりお考えは。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

実際どなたもある程度学識的な一つの経験的なものを持っておられる、その専門性を持っておられまして、どうしても当日急遽そういう事故等もあるということもあります。ただいまの貴重なご意見として、審査会等にもそういった周知をいたしますので、今後そのような考えを持って周知をさせていただくと、このように思います。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

12ページなんです、5目のところで施設介護サービス給付が2億1,600万円と大きく減額補正になっております。この原因は法的な改正によるものという説明があったんですが、施設の入居者も随分減っておるといように聞いておるんですが、原因は法的以外のものに原因があるんでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

実際施設の方も制度が変わりましたということで、1割負担の食費、入居費ですね、その負担がまず出てきたということです。そういった面もある程度勘案しとるようにも考えておりますが、詳細につきましては課長が来ておりますので、課長の方から答弁します。

○松浦議長

答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

○沖野高齢者福祉課長

議長。

ただいまの加藤議員さんのご質問でございますが、療養型病床の再編成が国において計画をされました。その関係で、入所期間がどういうふうになるか、非常に現在考えておられます。その経過の中で当市にはございませんが、隣町の大きな病院が介護病床を全部廃止されて医療の方へ戻された、そういうふうな個々の病院の動きもございます。また部長、先ほどの説明の中で、今回18年4月から1年間をかけて介護認定の変更が行われております。今まで要介護1と申しまして、施設へ入所できる資格があった方が要介護1と要支援2に別れるような結果になっております。そうしますと、要支援2の方は施設入所ができないという制度上の問題があります。その関係がございまして、医療機関及び介護機関にしてもなかなか軽い方を簡単に受け入れられなくなっている状況があるのではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

一昨年ですか、介護保険が改正になりまして、随分施設に入る場合の自己負担が上がったと思うんですが、そういったことも大きな原因の一つになっているんじゃないかと思うんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

○沖野高齢者福祉課長

議員さんご指摘のように、昨年17年の10月から食費、居住費が自己負担に改正をされました。その改正の中で、制度としまして低所得者対策用に今回の補正予算書の14ページに、特定入所者介護サービス費という費目がございます。こちらの方で、低所得者対策といたしまして、1カ月の居住費や食費の限度額を下げる仕組みもつくっております。確かにそれまでは今回の制度改正後と比べまして、非常に少ない負担で済んでおったという現実がございまして、17年10月の食費、居住費の改正につきましては、高齢者に負担を強いる、家族に負担を強いる改正となったことは間違いございません。低所得者対策なり、十分配慮しての改正でございましたが、今後もこうした低所得者対策の制度を活用しながら必要な方が施設に入っただけのように、保険者といたしましても指導の方をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

4番 加藤英伸君。

○加藤議員

そういった制度は大いに活用していただきたいと思うと同時に、非常に自己負担が多くなったんで、入りたくても入れない人も今後まだ出てくると思います。そういった場合、市としてのケア言いますか、

何かお考えになっておりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

今から高齢者の社会というのは到来をしておりますし、実際にそういう現状であろうと考えております。ご承知のように医療費制度の改革も随分と変わってきておりまして、先ほど課長もちよっと申しましたが、医療制度の療養ベットの病床の転換という一つの大きな、今からの考え方を示してくるというところがありまして、そこらとの絡み合いというのは今後考えていかねばならんと、このように考えておりまして、そういった点でも広島県の方でも今年の8月でしたか、ひとつの県としての計画を立てる、新年度予算でも計上しておりますけども、この安芸高田市の中山間地でのモデルとして、そういった形での委員会を開いて、医師会等を含めての協議をする場を設ける計画でありまして、そこらも十分検討させて、今後の考え方をまとめてまいりたいとこのように考えております。

○松 浦 議 長

17番 今村義照君。

○今 村 議 員

一昨年後期にこの制度が変わって、初めて1年経つわけで、その間介護保険の全体のあり方の問題でいろんな予測をしながらやったわけですが、1年経ってみてその当時の計画の数字と、特徴的に今年度1年を経過してみても概略の特徴的な事は何であるのか、できれば後日でよろしゅうございますので、それらの比較資料が提出してもらえればと思いますが、それと合わせて質問をいたします。

15ページの地域支援事業の関係で、介護予防の高齢者向けの施策事業ということで、金額は小さいんですがウエイト的にはかなり大きな減額270万の減額がございます。これの減額理由はどういうことだったのかお聞きをして、あと議長の方で資料請求をお願いしたいと思います。

○松 浦 議 長

ただいま今村議員の資料請求について、求めることに異議ございませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

じゃあ、資料請求を求めます。

答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

○沖野高齢者福祉課長

今村議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず第1点目の介護保険、新しい制度1年を経過しての特徴的なことの部分でございますが、今回の補正予算の補正前の額につきましては、保険給付日については介護保険事業計画で計画した数字を入れております。それと補正額、計の欄が執行見込みとなっております。ですから今回の介護給付費で見ていただきますと、特徴的な事といたしまして、居宅介護サービス給付費、つまり要介護と認定された方が使われる在宅サービス費が計画より大きく伸びたことが一つございます。

そしてもう一つ、一番大きなことですが、目としましては、施設介護サービス給付費、施設へ入所される方へ支払う介護報酬が計画に比べて大きく減少しております。その特徴的な事が二つございます。もう一つは、介護予防サービス等諸費について介護予防サービス、要支援と認定された方が使われる在宅サービスの費用でございますが、こちらが6, 100万と減額しております。特徴的な事が2点あるかと思っております。計画を立てたことと、実際1年間執行してきまして、一つは要介護認定の変更がございました部分で、もう少し要支援の方へ動いていくというふうにシフトしていくというふうに国の考え方の中で組んでおりましたが、実際は要支援の方へシフトが少なくなると、要介護1という認定の方が少し残ってきたと。もう一つが、さまざまな原因を要するんですが、施設から在宅へという事業計画に当時の考え方と比べますと、施設が少なくなり在宅が伸びてきたと。これが先ほど部長が言いました療養型病床の再編、あるいは介護保険施設3施設が伸びない中、有料老人ホームが伸びているとか、さまざまな原因はございますが、そういう大きな特徴を2点ほど今分析しております。

もう1点、15ページの地域支援事業の介護予防事業270万の減額でございますが、これは現在国におきましても大きな問題となっております特定高齢者の把握というのが、現在の制度の中でも非常に難しいと。実は国の方もこの3月末に向けまして、特定高齢者の把握に対する考え方を少し動かすようでございます。特定高齢者がなかなか条件が厳しくて出てこない、この方へ対するサービスが落ちてくるという、全国の各保険者の共通課題でございます。それに対しまして、国の方が少し特定高齢者の考え方をゆるやかにしてくるという情報を聞いておりますので、次年度におきましては一般高齢者、特定高齢者、要支援の方、要介護の方、切れ目のないサービスを提供するように保険者として努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

今の15ページの問題でございますが、そういった把握が難しいがゆえに事業としてほかならなかったという説明にしか受け取れんわけですが、そこら辺をもう少し具体的に詳しくご説明をお願いします。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

沖野高齢者福祉課長。

○沖野高齢者福祉課長

それでは特定高齢者の把握につきまして、簡単に説明をさせていただきます。国の当初特定高齢者の把握につきましては、総合検診などの医療の検診を必ず受けておいて、その中のドクターが特定高齢者、何らかのサービスが必要であると判断をされた高齢者に対しまして、介護保険の認定と近いわけですが、25項目ぐらいの体の状況とか生

活の状況とか認知症の状況とか、そういうものをチェックをかけた上で、二つのチェックで特定高齢者を把握するようになっておりました。その総合検診がやはり市町村ごとに時期が違いまして、総合検診の方が早く施行されたり、あるいは特定高齢者、介護保険直前でございますから、なかなか歩いてとか、公共交通機関で総合検診に行くことができない実態がございまして、なかなか総合検診が必ず受けていないといけないというかなり困難な部分がございまして、特定高齢者の数字が計画より随分落ちた現実がございまして、

以上でございます。

○松浦議長　　まだ質問が続くようでございますので、ここで16時25分まで休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後　　4時15分　　休憩

午後　　4時25分　　再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長　　休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
引き続き質問がございまして、

19番　岡田正信君。

○岡田議員　　12ページの保険給付費のいろいろありまして、全部減額というのはないですが、一番上の在宅介護サービスというのは増えたんですが、これは先ほど言いましたように、答弁ありましたように、入所施設に入っておった人もそこへ帰られたとか、いろんなケースがあつてその方が増えたような格好になったんですが、要はどここの分も減額になつるといふのは見積もりより予定が狂つたというんですが、どっちにしても介護を受ける方は年金から取られる介護手当、それは増えると、毎年。で、入所しとつたら去年改悪されました、いみじくも改悪言うたらいけん、改正ですか、改正されました制度に基づいて飯代が要るようになった、電気代が要るようになったと、やっぱり支払う金が多くなつたと、それで出にやあいけんようになったというようなことだし、サービスを受けるも負担がまた多くなる。そういうことで、思ったより見積りが、予定が狂つたのが一つあるんじゃないかと思うんですが、それを1点聞くのと、75歳以上の関係の来年から始まります、前のページの11ページ、これの委託料の390万3千円、この額が安芸高田市が75歳が何人おつて、1人当たりなんぼいう計算で割り当てがあるんですか。その2点お願いします。

○松浦議長　　ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長　廣政克行君。

○廣政福祉保健部長　　施設からの、また在宅への転換と言いますか、そういった一つの要因としましては、それが一つの大きな原因ではなかろうかと考えております。ただ、法改正の中で一つの食費、また居住費の負担というのがそういった点を考慮しますと、年金取得者の生活の中ではある程度

大きな負担というのは確かであります。この18年度につきましては、介護保険の計画の3年間を立てるひとつの初年度としてその数値を上げてきたと、その中でこういった法改正の中が進んできたという一つの組み替えが、状況が違ってきたというのが一つの大きな原因だろうとこのように思います。細かいことにつきましては、課長の方からご答弁を申し上げますが、そういった点が一つは数の差というものが出てきたというように思われます。

それと、今の後期高齢者の関係ですが、高額医療につきましてはある程度の介護サービスと医療の高額に重なった点それを一つにしてそのシステムを高額医療の対応を還付なら還付させていただくという一つの制度、組み合わせといいますか、別々の計算ではなく一つの介護サービスと医療の高額の合算をするという一つの形のシステム改修という形になります。詳しくは課長の方からご説明いたします。基本的にはそういった考え方になります。

○松浦議長

引き続き答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

○沖野高齢者福祉課長

議長。

○松浦議長

はい。

○沖野高齢者福祉課長

介護保険事業計画において施設の食費、居住費の利用者負担が反映していたかどうかという部分でございますが、介護事業計画をつくるときには17年10月から食費、居住費は入っておりましたから、それを組み込んで介護保険事業計画は策定をいたしました。原因の一つは介護事業計画を策定後に療養病床の再編等のいろいろな国の社会保障制度全体を動かす動きが出てきた。そのことに関連して、施設入所者が少なくなってきておる部分もあるというふうに事務方としては考えております。もう1点、後期高齢者医療との介護保険システムの改修でございますが、こちらにつきましては1人当たりいくらという単価方式で国から示されたものではございません。コンピュータシステムの改修でございますから、大体人口規模、高齢者規模がこれくらいだったらこれくらいの経費が必要であろうというふうに国の方がはじいてきているものというふうに理解をしております。

以上でございます。

○松浦議長

19番 岡田正信君。

○岡田議員

もう1点お伺いします。ちょうど税金の申告時期でございますので、安芸高田市では介護の1、2という方で障害者控除に該当されることがあったか。それで、もし申請されたらどうされるんか。何人くらい該当者がおられるんかわかりませんか。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

○沖野高齢者福祉課長

ご指摘のように介護度が高い、重い重度の方に対しまして証明書を発行して、障害者の控除等ある部分がございます。数字につきましては



は現在ここに持ち得ませんので、またどちらかの機会でお示しをさせていただければと思っております。

お願いします。

○松 浦 議 長

ほかに質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊 高 議 員

介護保険制度の関係で、今もいろいろ新しい年度という形で取り組みをされた流れといったことも中には話があったんですが、特に介護保険制度の18年度を振り返って、この補正予算というのが年度末にかけてですから、大枠の状況というのは当然つかまれているというように思うんですね。そういった観点で、今も同僚議員の質疑の中にありましたけども、部長としてどのように介護保険制度自体が変更になって1年間に過ぎて、当然19年度に反映をされるということでしょうけども、この地域包括支援センターも含めて新しい動きがこの1年やってきたわけですね。そこらの総括というのをどのようにとらえられているのか。特に要支援が思ったより少なく、要介護のそのままの状況もあたりということ、かなり見通しと違った部分があるんですね。そういったことをどのように受け止めておられるのか。特に要介護から要支援にするという、予防介護ですよ、そういったものの取り組みがそういった事に影響しているのかどうか、そういった観点が一番大事だと思うんですね。そういった視点で、市民の皆さんが18年度どのように受け止めておられたのかという把握を部としてどのように認識をされているのか、そういったことも確認してみたいと思います。

それと今も岡田議員からあった後期高齢者の関係、財源のいろいろ関係も今回も話をされておりましたが、大枠の仕組みですよ、そういったものが介護保険制度と今の後期高齢者の医療制度との関係ですね、そこらの仕組みがどういう形で財源の動きも含めてどうなるのかというところももう少し詳しくお話をしたいということと、もう1点は今の地域包括支援センターの関係でケアマネージャーが不足しているというのが以前の会議でもあったと思いますが、そこらの状況が好転しているのか、どういうふうにかそこらで18年の中で影響してきたのか、そこらの認識についても伺いをしておきます。

以上、大枠には2点だろうと思います。

○松 浦 議 長

ただいまの質問に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

18年度を振り返っての総括的な一つの考えということでございます。この18年度は介護の計画の3年の当初年度ということで、ある程度介護保険料の決定をされる中でいろいろ積み上げ、数等、数字等の積み上げ、サービス等の積み上げ等でこの介護保険料を定めてこられたというように思います。問題は介護保険料が重なってくるというサービスを受けれる方が多くなっていくという形の中での介護保険料

の比例をしてくるというのは当然のことでありまして、この制度の要支援1、2を設けられたというのは、要介護1の方から介護予防という一つの重点を一つ置かれたシステム、制度であると、このように考えております。問題は要介護1から要支援1、2の変更といいますか認定外という、当初考えた数字よりある程度少なかったということ、それとこれにつきましては先ほどもちょっと出ましたけども、認定審査会とのいろいろ一種の意見書も参考にして再度認定をされてきたと、このように考えております。要支援1、2の考え方につきましては新年度予算でも掲げてきておりますし、この12月だったですか、後期高齢者700人程度が大体300人程度ぐらいの形になってくる。一般の方の高齢者対策の中でも後期高齢者の健康増進、支援策等も進めてきて介護保険の方へこれを編入をさせていただきました。この後期高齢者の要支援1、2にいくという手前の後期高齢者というようにさしていただいているんですけど、これをいかに今度介護保険の方へある程度充実をさせていただくような予算組みをさせていただいたのが19年だろうと思います。ご指摘のように要支援1、2、まあ包括支援センターの中にも地域支援という一つの事業がございます。大体600人くらいでしたか、このケアプラン作成調査、訪問等もする中で、実際に補正等もお願いしてこの報酬等の募集もいたしましたけど、なかなかこれが応募者がいないというのが今日までいたのが現状でございます。今、上部の方へお願いしておりますのが資格があることでありまして、一般事務はちょっと無理だということでございます。ある程度保健師の対応等も一括的な、問題は大きな健康という一つの考えの中で、保健師をいかに充実をしていくかという一つの考え方、これらをこのたび上部の方へはお願いをさせていただいております。この健康21ということもいろんな委員会等へも報告させてもらいますけども、そういった市民の皆さん方の考え方、この安芸高田市の市民としての健康づくりをどのようにしていくかと、市民の役割、個人の役割、また企業の役割、行政の役割等がある程度明確化にさせていただいておるのが健康21の考え方があるだろうと思います。今後、こういった形の中で介護保険の制度に関わる中でも、一般の方も安芸高田市の市民を一つにした健康増進の考え方というのをある程度示してまいりたいと考えております。まだ正直言いまして、この18年度を私自身数字の総括的なことでありまして、なかなかご答弁するのが難しいのでございますけど、私の方では19年度を迎えてはまたご審議いただきたいと思います。そういった予算、要求をさせていただいておると、このように考えております。

○松浦議長

答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

○沖野高齢者福祉課長

後期高齢者医療と介護保険の大枠の仕組みにつきまして、介護保険のサイドからでございますが、現在つかんでおる状況につきましてお

話をさせていただきたいと思います。以前からご承知いただいておりますように、後期高齢者医療は広島県全体の広域連合として財政基盤の安定保険料の均一化等を図り、広域連合で実施されるというふうに聞いております。介護保険との調整でございますが、まず後期高齢者医療も保険料がかかってくるわけでございます。この保険料につきましては、やはり介護保険と同様、年金の天引きが原則でございます。ただし、介護と後期高齢者医療両方引くようになりますので、今年金を引ける最低限の年金額が年間18万だったかと思うんですが、それを2分の1に達しない、両方足して達しない限り両方の保険料が天引きできるようになっておると。それが超えますと介護保険優先という形で保険料は天引きをされます。そして給付の関係でございますが、先ほどからシステム改修というお話をさせていただいております。今回、一世帯において介護も使い後期高齢者医療も使われる方が、個人負担金が両方の制度で発生しております。一世帯について両方の個人負担を支払っておられる場合、それぞれ高額医療、高額サービス費と1カ月の限度を決めるのをそれぞれの制度でつくっておりますが、それでは制度の直近の方が両方はずれるという仕組みになりますので、世帯合算をしましてある一定の限度以上の両方の制度で自己負担が超えられる場合、それをお返しする制度が、合算制度が出ると現在把握をしております。その合算制度をする仕組みとして、今回介護保険の方がシステム改修をすることでございます。すべてご説明をできませんが、私、介護保険のサイドから得ている情報は以上でございます。

○松浦議長

ほかに質疑ありませんか。

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

後期高齢者の関係は、システムの関係で介護とのからみがあるんだというふうに説明の時に十分聞き取れなかったものですから、大体先ほどの説明の中の関係はわかりました。部長にお尋ねするのは、先ほど18年度の決算が出てないんですね。そこまでの質問というのはどうかというふうに思いましたが、やはり今回の施政方針を見ても具体的な数値目標というのがほとんどないんですね。だから18年度の取り組みの中でどのようにしてきたかということが把握できてないと、当然19年度の数値目標も出てこないわけですよ。だからそこらが、この時期にこの補正が出てきて、当然そういう中身の精査もして、19年度に反映するような市長の施政方針に出てくる必要があるんですね。特にこの介護保険制度というのは国がころころ変わると言いながら、やはり取り組み方一つで随分要支援になったり、要介護になったりという状況があるんです。だから、率先してその担当部署がそういった方向づけをして、数値目標を掲げていくということが必要じゃないかという意味で、この時期でそういった18年度を振り返ってどうなんかなんかというようなことを少しは聞いておく必要が、19年度の審査をするわけですから、我々も。そういった観点から聞いたんで、それ

がないと数値目標出しなさい言うても出んわけですよ。だから、そういった観点からどのようにとらまえておられるのかというのを再度お聞きしたいと思います。

○松浦議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長 ご意見いただきまして、今課の方に言っておりますのは介護サービスを1年間受けられた中で、ある程度その年齢的なもの、こういったサービスを受けられたかといった一つの内容的なもの、年齢的なもの、それぞれ今調査をするように指示をしておるわけです。それを言いますのは、仰せのとおり今後の一つのこういったものを、出た数字をどのように縮小していくかというのが大きな課題であります。今調べさせておりますけど、19年度におきましては包括支援センターの方も開設をされるということであり、そういった点で、まずは今滞っております支援の要する一つの方のケアのプラン策定というのをまず急ぐべきだろうと考えておりますし、そういった点では、ある程度今の形のまんまではこれが19年度はタッチできないということがお願いしておるところですが、そういった中のより充実した包括支援センターのあり方というもの、遅まきながらであります、今後考えて総括してまいりたいとこのように考えます。

○松浦議長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 ほかに質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。

これより議案第30号、平成18年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をいたしました。

お諮りします。

本日の会議時間は都合により延長したいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、本日の会議時間は延長といたします。

この際、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時49分 休憩

午後 4時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○松浦議長

再開いたします。

5時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時50分 休憩

午後 5時00分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第31号 平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）

○松浦議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6、議案第31号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第31号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、433万円を減額し、予算の総額を1,658万2千円とするものでございます。

よろしく審議をいただきたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

平成18年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第3号）につきましての要点のご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、今年度の執行見込みを調査いたしまして、予算の調整をさせていただくものが主なものでございます。

まず、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。1款サービス収入でございますが、295万3千円の減額でございます。収入見込みに基づくものでございまして、サービスの利用者が減ったことによります減額でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金でございますが、84万円の減額で事業執行見込みに基づくものでございます。3款諸収入、2項雑入は53万7千円の減額でございます。これにつきましては、非常勤特別職が雇用できなかったための社会保険料等の本人負担分の減額によるものでございます。

続きまして歳出、7ページ以降をご説明いたします。2款サービ

ス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費につきましては433万円の減額で、それぞれ事業の執行見込みによります減額でございます。1節報酬につきましては、ケアプラン作成のため非常勤の介護支援専門員5名を雇用する計画でございましたが、応募がないため1ヵ月分を残し減額するものでございます。4節共済費は、その社会保険料等でございます。13節委託料は、市内の居宅介護支援事業所にケアプラン作成を委託する費用でございますが、各事業所とも積極的に受け入れていただき委託件数が予想より上回ったため追加補正するものでございます。18節の備品購入費につきましては、初年度設備備品の入札等の残が主なる減額でございます。

以上、要点の説明を終わります。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○熊高議員

議長。

○松浦議長

10番 熊高昌三君。

○熊高議員

先ほどの関連もあるんですが、もう少し、説明するのに中身の説明も含めてどういう事情でどうだったんかという話がないと。できなかつたんだという話、できなかつたんか、本当にできる体制にしなかつたんか、委託料何かにしても各事業所が積極的に取り組んでくれたと言いながら、取り組んでいただくしかなかつたんでしょ、実際は。言い方も少し考えて、本当の事を言わないと本当の調査はできませんよ。だから、実際の取り組みが行政として遅れて、そういった状況になつたということですよ。だからそこらを反省して、きちっとこういう補正になりましたということを言わないと、実際の事が出ないと実際次に取り組むことができんでしょ、これは。そこらもう少しきちっと説明してください。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

歳入の方もそれぞれの減額をしておりますが、歳出に伴います歳入の減額ということでもあります。歳出につきましては、先ほども介護保険の特別会計の方でもちょっとご説明をさせていただきましたが、ケアプランの作成、要支援1、2の作成で補正等5人程度の雇用を補正をお願いしたところであります。その後、いろいろ募集等も重ねてまいりましたが、ケアマネジメントの保健師という形がなかなか資格者が応募していただけないというところがございます。これを今度は、次年度から看護師等も何とか対応できるという形です、この職種の幅を広げて応募等も重ねてまいりたいと、このように考えております。今回はそういった点でなかなか保健師というひとつの肩書きで応募したところもありましたかどうかわかりませんが、インターネット等も広く応募したところでありますけども、なかなか応募者が少

なかったということで今回この報酬費445万円を減額をお願いいたしました。

共済費につきましては、それに伴います保険等の歳出を減額をさせていただくものであります。先ほど意見をいただきましたが、委託料につきましては事業者へ何とか埋め合わせということではありませんけれども、大体8事業者ほどおられまして、何とかそこらのご無理を言いまして、委託件数を増やして穴埋めもという形をお願いして、163万7千円をお願いするいう形であります。

応募の件であります、ケアマネージャーとして応募をさせていただいたというところであります。保健師ではなくケアマネージャーとしてその職種に絞って応募をさせていただきました。残念ながら応募者がなかったということでもあります。使用料の5万1千円につきましては、自動車のリースの形を当初お願いしておりましたが、入札をしたところ、その入札結果で5万1千円を減額させていただくところであります。

備品購入の37万4千円につきましては、これはパソコンを2台ほど購入をするという形としておりましたが、古いのが1台ありましたので、1台分を37万4千円を減額をこのたびお願いをするところあります。

以上であります。

議長。

10番 熊高昌三君。

厳しい言い方をするようですが、私が言いたいのは当初からその事業所を含めて現場の声をしっかり聞いてないからこういうことになったんだと私は思うんですよ。以前もいろいろ話をしましたけれども、やっぱり事業所、現場は実際自分らが生き残りをかけんといけないう状況の中に追い込まれていますから、必死でやりますよ。そういう状況の現場の声を聞いて、行政がそれをどう支援して、市民のためになるような施策をするかという議論が、当初から不足しておるからこういう形に私はなるんじゃないかという気がします。だから、なるべくしてこういうふうになっているのだと私は見ておりますよ。だから新年度に向けてしっかり現場の意見を聞きながら、本当に現場の厳しさを自分のものとしてしっかり、特に課長さんあたりは現場と直結しておる場ですから、しっかりと協議をするということが私は不可欠だと思いますが、その辺のことが十分できておったのか、そういうことじゃなくてこういう形になったんかを答弁いただきたいと思います。

ただいまの質問に答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 5時12分 休憩

午後 5時13分 再開

○熊高議員
○松浦議長
○熊高議員

○松浦議長



○松浦議長

答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

介護の推進につきましては、事業所と行政とが一つになっての市民への対応というのは当たり前のことで、それを私も認識をさせていただいております。問題は、このプランの作成につきましては事業所の方も結構満杯という形、ケアマネジメントを行う、誰もができるという形ではございません。資格者がこれを作成できるという形になっております。そういった点でも月に1度は各事業所のケアマネジメント、それぞれの連絡調整会議は持ってやらせていただいておりますけれども、そういった点も今後より充実しまして、目的は市民がいかに活用をしていただくかということでありますから、そのためには十分に検討をさせて、充実をさせていただきます。

○松浦議長

ほかに質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

介護予防計画の減額でございますが、対象者の減ということでございましたが、当初の計画からどのくらい人数が少なかったのかをまず1点。

それと先ほどのケアマネージャーの予防、支援対策の問題でございますが、これは人的な用件が非常に大きいだろうと思うわけです。したがって、総合的にこのケアマネージャー及び市全体の保健師の機能がしとらん結果こういうふうになったと私は認識しておりますが、そこら辺について今後19年度に向けて、そこら辺の対策をどういう形でとられようとしているのかお聞きをしたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

福祉保健部長 廣政克行君。

○廣政福祉保健部長

歳入の介護予防サービスの計画収入、実際にサービスの差という形であろうと思いますが、実際にサービスのケアプランをつくっていただいて、実際にそこをその方がサービスを受けられない、万が一の場合にケアプランを立ててもらおうとかそういう形の方も随分おられると、その数字はある程度の差があります。それが、一つ大きなことかなということはサービスの認定を受けた方がそのサービスを受けられないということが一つの要因もあります。数字の方は課長の方からまた答弁をさせます。

○松浦議長

答弁を求めます。

高齢者福祉課長 沖野和明君。

○沖野高齢者福祉課長

議長。

○松浦議長

はい。

○沖野高齢者福祉課長

それではサービス収入につきましては、事業計画とどういうふうな動きになっているかをご説明をさせていただきたいと思っております。事業計画におきましては、要支援1、2と認定される方、今年度末で1、1

00人一応事業計画で見えておりました。実際これが720人と大きく減少をしております。そのひとつは今まで部長から説明させていただきましたが、万が一の時のために認定だけ受けておくという方が、かなりの方がおられまして、それで訪問調査費等、主治医委託費がたくさんかかっておったのですが、その勸奨制度以前は持っていましたが、それを18年に勸奨制度をやめさせていただきました。それは、一つは必要な方はサービスを使っておられるはずだから、万が一の時のための方にはこちらから勸奨をするのをやめようということで、財源の関係もございましてやめさせていただきました。その関係で1,100名から720名に大きく減ったものと思っております。なおこのうち実際サービスを使う方について、事業計画では1,100名のうち700名がサービスを使われるだろうという見込みでおりました。それが720人の認定者で、それが520名のサービスを使われるという年度末の見込みを現在持っております。720名のうち520名ですから75%の方がサービスを使っていたかものと思っております。この720と520の差が計画をつくりませんので、こちらの方が収入が入らないということになっております。また、市全体のケアマネージメントの機能でございますが、中山間地の安芸高田市ケアマネージャーの事務所が非常に少ない中で各事業所とも大変なご苦労を現在されております。というのが、新しい介護保険制度で1人のケアマネージャーが持つ人数が、39名と限定されました。このことが、今まで概ね50名を担当して持っておられたのが39名に限定されると。なおかつ39名を超えて持つと10割が7割に減額をされるという現実があります。安芸高田市内のケアマネージャー事務所、現在9事業所あると思いますが、そのうち2つの事業所は既に3割の減算を受けながら、地域の高齢者のケアプランをつくっていただいております。こういう事業所に最大の努力をしていただいております。この中で、要支援の方をご無理をお願いして受けていただいております事業所もたくさんございます。こうしたどうしても地域の介護基盤の弱さというものが今回地域包括支援センター、こちらを内部で充実をしていただきたいと、こういうふうな方針を考えておる現状でございます。

以上でございます。

○松浦議長 ほか質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。

これより議案第31号、平成18年度安芸高田市介護サービス特別
会計補正予算（第3号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第32号 平成18年度安芸高田市公共下水道  
事業特別会計補正予算（第4号）

○松 浦 議 長 日程第7、議案第32号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業  
特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、提案理由の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議案第32号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補  
正予算でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、105  
万3千円を減額し、予算の総額を4億3,509万2千円とするもの  
でございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 それでは議案第32号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特  
別会計補正予算（第4号）について要点の説明を行います。

既定の歳入歳出予算からそれぞれ105万3千円を減額させていただ  
きまして、予算の総額を4億3,509万2千円とさせていただき  
たいとするものですが、18年度の各事業の精算見込みに伴  
うものでございます。

それでは、歳入の方からご説明させていただきたいと思います。8  
ページをお願いいたします。

款1分担金及び負担金の分担金でございますが、事業の精算見込みに  
伴いまして290万の減額をさせていただいております。3款国庫  
支出金の国庫補助金では、額の確定に伴い250万円の追加を、4款  
繰入金では一般会計からの繰入金として、688万4千円を追加させ  
ていただいております。6款諸収入の雑入では、消費税の還付金の清  
算に伴いまして225万7千円の減額、その他の雑入では主には浄化  
センターへの投入料の生産に伴いまして178万円、合わせまして4

03万7千円の減額をさせていただいております。7款市債では、公共下水道債を350万円減額させていただいております。

次に歳出でございますが、10ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費の一般管理費でございますが、負担金補助及び交付金では、加入促進補助金の精算見込に伴い76万円を減額させていただいております。次に公課費でございますが、平成17年度の消費税の申告をする中で、申告に当たりまして16年度等を参考にしながら申告書の作成を行ってまいりました。そういう中で一般会計からの繰入金につきまして、特定収入として16年度分の消費税を計算をしておりましたが、この取り扱いについて事務的に煩雑なものがございまして、税理士等に相談をする中で、一般会計からの繰入金については、非特定収入として、その用途が課税収入かそうでないかの判定を行ったうえで、消費税計算を行うことが妥当であるということがございました。税務署等とも協議をさせていただいたわけでございますが、そのやり方によって平成16年度に申告してまいりましたものについて、再度整理をさせていただきましましたら、16年度で還付を過大に受けているということが判明をいたしました。その結果、16年度の消費税の修正申告を行う必要が生じ、その額として613万4千円を計上させていただいたところでございます。なお、16年度分といたしまして既に還付を受けております額は、811万1千円余でございます。なおこれにつきましては、この後提案させていただきます各特別会計においても同様な事務処理をさせていただいておりますので、それぞれそういう各会計でご説明をさせていただきます。

次に2款施設費の施設管理費では、施設の維持管理業務等の精算に伴い、委託料並びに保守点検料など502万7千円を減額しております。2項施設建設費では、事業の精算に伴い事業費目と財源内訳の組み替えを行っております。

11ページをお願いいたします。3款公債費では、償還金利子140万円を減額させていただいております。

4ページにお戻りをいただきたいと思います。第2表繰越明許費でございますが、施設建設費の吉田処理区公共下水道整備事業におきまして国道54号で国交省三次河川国道事務所の工事、歩道橋の工事がちょうど吉田小学校入口で行われておりましたが、それが重複し、下水道管の敷設工事ができない状況がございました。そのため6,490万円を補正させていただくものでございます。

5ページをお願いいたします。第3表地方債の補正でございますが、補正前の額から350万円減額し、補正後の限度額を1億3,130万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第32号、平成18年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第33号 平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○松浦議長 日程第8、議案第33号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第33号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、507万2千円を追加し、予算の総額を8億9,298万8千円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 それでは議案第33号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について要点の説明を行います。

歳入からご説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。それぞれ事業見込みにより精算をさせていただいておりますが、1款分担金及び負担金の加入者分担金につきましては948万円の追

加、2款使用料及び手数料の下水道使用料については230万円の減額、3款国庫支出金、1項国庫補助金の特定環境保全公共下水道事業国庫補助金では、額の確定により250万円の減額、5款繰入金では、一般会計からの繰入金を279万5千円を追加、7款諸収入では、消費税の額の確定と汚泥投入料の精算見込に伴いまして、合わせまして402万3千円の減額をさせていただいております。また8款市債では、公共下水道事業債180万円を追加計上させていただいております。

次に歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款総務費の1項総務管理費の一般管理費の公課費でございますが、前議案32号でご説明させていただきましたと同様の理由により、平成16年度の消費税の修正申告に伴いまして949万9千円を追加させていただいております。なお、16年度分として還付を受けている金額は471万1千円余でございます。2款施設費の施設管理費では、甲田町処理区において、施設の保守点検業務など精算見込みに伴い206万円を減額、向原処理区では光熱水費やマンホールポンプ清掃手数料など43万3千円を追加させていただいております。全体では162万7千円の減額となっております。次に、2項施設建設費では、事業精算見込により八千代処理区及び甲田処理区での事業費組み替えと財源の組み替えを行っております。3款公債費では、償還金利子280万円の減額をさせていただいております。

4ページにお戻りをいただきたいと思っております。第2表繰越明許費でございますが、八千代処理区におきまして補正前2,500万円を計上させていただいておりますが、新たに北原地区の下水管路工事において、浄化センターと水道事業との工事が重複し、迂回路確保などの調整に時間を要したため3,910万円を追加させていただき、補正後の額を6,410万円とさせていただきたいとしますものでございます。また甲田処理区においては、補正前の額として2,600万円を計上させていただいておりますが、JRの近接区間の工事においてJRが指定する列車見張り員が必要でございますが、昨年9月の台風13号関連で非常に確保が難しかったということもございまして、工事の一部に遅れが生じております。そのため3,750万円を追加させていただき、補正後の額を6,350万円とさせていただきたいとするもので、合わせまして7,660万円を追加させていただき、補正後の額を1億2,760万円とさせていただきたいとするものでございます。次に第3表地方債の補正でございますが、特定環境保全公共下水道事業で補正前の額に180万円を追加し、補正後の額を2億2,080万円にさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

繰越明許費補正の分で、八千代処理区3千万余り追加になっておるんですね。これを繰り越してやるということはどうなんかなという思いがするんですが、なぜ今年できなかったということをお尋ねさせていただきたいと思います。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまのご質問にお答えいたします。

少し冒頭での要点説明でもお話をさせていただきましたが、実はちょうど北原地区の下水の浄化センターと水道の施設など、工事がちょうど集中しているところがございます。そういう中で、中の道路、生活道路等もございますので、それらを確保する中での工事ということで、事業を重ねる中の迂回路等の調整をさせていただくということで、現場で少し時間を手間取ったり、工事の遅れも生じたということがございますので、この項につきましては繰越をする中で早急に仕上げていきたいというふうに思っております。

○松浦議長

12番 青原敏治君。

○青原議員

今説明を受けたんですが、水道工事も市がやる仕事だと思うんですね。やはり同じ建設課の中でやることですので、そこらを調整しながら事業執行をできなかったかなという思いがするんですが、やはり先ほども出たように、議会で議決しておるところですので、やはりそれは執行していただきたい。特に下水道とか水道とかいうのについては、やはり住民が住む上で必要不可欠な施設でございます。やっぱり一日も早く供用開始できるような形にしていきたいと思っておりますので、今後こういうことのないように、やはり横の連絡をきちっと取ってやっていただきたいと思っております。

以上です。

○松浦議長

ただいまの質問に答弁を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

ただいまご質問、十分我々も反省の材料とし、また同じ部でございますので、連携を密にして極力そういうことのないように頑張っていきたいと思っております。どうぞご理解を。

○松浦議長

ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長　　ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長　　討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りします。

これより議案第33号、平成18年度安芸高田市特定環境保全公共
下水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を、起立により採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長　　起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第9　議案第34号　平成18年度安芸高田市農業集落排  
水事業特別会計補正予算（第4号）

○松浦議長　　日程第9、議案第34号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事  
業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長　児玉更太郎君。

○児玉市長　　議案第34号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第4号）でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ562万5  
千円を追加し、予算の総額を6億8,362万3千円とするものでご  
ざいます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長　　これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長　金岡英雄君。

○金岡建設部長　　議案第34号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会  
計補正予算について、要点の説明を申し上げます。

まず歳入でございますが、8ページをお願いいたします。1款分担  
金及び負担金の加入者分担金については、加入者が当初見込みより3  
0件程度減少したため1,109万円の減額、2款使用料及び手数料  
の下水道使用料につきましても事業の精算見込みに伴いまして230  
万円の減額、5款繰入金では一般会計からの繰入金を2,414万1  
千円を追加、7款諸収入では消費税の額の確定により、402万6千  
円の減額をさせていただいております。また8款市債では、下水道事  
業債110万円を減額させていただいております。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。1款総務費の1項総  
務管理費の一般管理費の公課費でございますが、負担金補助及び交付

金で、下水道加入促進補助金の精算見込みに伴いまして208万1千円の減額、公課費では議案32号の公共下水事業特別会計の際にご説明させていただきましたと同様の理由により、平成16年度の消費税の修正申告に伴い863万1千円を追加させていただいております。なお、16年度分として還付を受けている金額は671万3千円余でございます。2款施設費の施設管理費では各処理区の精算見込みに伴い、吉田処理区におきましては、光熱水費や保守点検業務委託料など128万5千円の減額、八千代処理区では通信運搬費など3万8千円の減額、美土里処理区では機械修繕料など48万5千円の追加、高宮処理区では光熱水費など13万5千円の追加をさせていただいております。甲田町処理区においては通信運搬費で2万9千円減額、向原処理区では、光熱水費や施設の維持修繕など130万7千円の追加させていただいております、全体では57万5千円の追加をさせていただいております。2項施設建設費では、事業の精算見込により吉田処理区で財源の組み替えを行っております。3款公債費では、償還金利子150万円の減額をさせていただいております。

4ページをお願いします。第2表地方債の補正でございますが、農業集落排水事業で補正前の額から110万円を減額し、補正後の額を1億3,960万円にさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長

質疑ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。

これより議案第34号、平成18年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。



日程第10 議案第35号 平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）

○松浦議長 日程第10、議案第35号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第35号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,024万6千円を減額し、予算の総額を2億3,030万5千円とするものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 議案第35号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）について要点の説明をさせていただきます。

まず、歳入からでございますが、8ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金の加入者分担金については、加入者が当初見込みより36件程度減少したため、633万5千円の減額をさせていただきます。2款使用料及び手数料の下水道使用料についても、精算見込みに伴いまして1,090万円の減額でございます。3款国庫支出金の浄化槽整備事業国庫補助金では、事業の額の確定に伴いまして、1,764万2千円の減額。6款繰入金では、一般会計からの繰入金を90万6千円を追加をさせていただきます。8款諸収入では、消費税の額の確定により117万5千円を減額。また9款市債では、浄化槽整備事業債1,510万円を減額させていただきます。

次に歳出ですが、10ページをお願いします。1款総務費の1項総務管理費における公課費でございますが、議案第32号の公共下水道の際にご説明させていただきましたと同様の理由によりまして、平成16年度分の消費税の修正申告に伴い64万1千円を追加させていただきます。なお、平成16年度分の還付を受けている金額は、313万9千円でございます。2款施設費の施設管理費では、各処理区の精算見込みに伴い、需用費ではブロアー修繕料など33万7千円を、役務費では法定点検料39万6千円、委託料では保守点検業務委託料など141万円をそれぞれ追加させていただきます。施設建設費では各6処理区の事業の精算見込に伴いまして、賃金では16万円を、旅費では1万5千円を、需用費では消耗品など114万3千

円を、役務費では通信運搬費5万円を、また使用料及び賃借料では、事務機器の借上げ料41万2千円をそれぞれ減額させていただいております。工事請負費では、設置個数が30基程度減少により5,107万円をそれぞれ減額させていただいております。3款公債費では、償還金利子18万円を減額をさせていただいております。

4ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございますが、浄化槽整備事業で補正前の額から1,510万円を減額し、補正後の額を2,560万円にさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番 青原敏治君。

○青原議員

8ページの分担金ですね。30戸程度少なくなったということで、説明を受けたんですが、今、安芸高田市内で認定区域で今どのくらいの割合で設置してあるか。あと設置してないところがあるかと思うんですが、そこらに対しての啓蒙活動というのはどういうふうに行われているのかというのをちょっと伺います。

○松浦議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

下水道課長 新川昭夫君。

○新川下水道課長

浄化槽の設置基数でございますが、現在把握しております維持管理基数でございます。10ページでございます施設管理費の方で市設置型、個人設置型という形で分けて管理をしておりますが、市設置型につきましては、18年度精算見込みで1,147基、それから個人設置ということで個人が設置をされましたが、市の方に寄付を受けまして、市の方が管理をしております基数が606基、合わせまして1,753基を18年度末で管理する予定でございます。

それから、どのように啓発をしているかということでございます。浄化槽におきましては、設置の希望というのは2月から3月にかけて前年度希望をとりまして、それから補助金申請という形で基数を大体把握するわけでございますが、どうしてもお家の事情と言いますか、浄化槽だけをかもうというわけにはいきません。台所、あるいは風呂、トイレ等を一緒に整備をされるということで、どうしても自己の負担がかかってまいりますので、なかなかこちらがお願いしてもすべてがかなうというわけではございません。そういう中で、各支所におきまして一応文書等での啓発をいたしております。そういう中で、今年度当初130基を見込んでおったわけでございますが、100基という形になっております。

以上です。

○青原議員

答弁漏れじゃないかと思うんですけど。

私は、認定区域が何戸あるか聞いておるんですよ。そのうち何戸や  
つとるか。ちょっと意味が伝わらんかったのかな思ったんだが・・・  
休憩いたします。

○松 浦 議 長

~~~~~○~~~~~

午後 5時51分 休憩

午後 5時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

再開します。

下水道課長答弁を求めます。

下水道課長 新川昭夫君。

○新川下水道課長

認定区域という形なんです、先ほどご説明しました市設置という  
形の中で、1, 147基を管理をいたしております。

整備率という形になろうかと思うんですが、集合処理で予定をして  
おります区域以外がこの浄化槽の設置区域になるわけですが、  
ちょっと難しい面がございます・・・

○松 浦 議 長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 5時53分 休憩

午後 5時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○松 浦 議 長

それでは再開いたします。

続いて答弁をしてください。

○新川下水道課長

失礼をいたしました。

集合処理以外の区域の個数であります、これは浄化槽予定で3,  
982戸ございます。そういう中で現在1, 753基の管理をして  
おるわけですが、整備率で大体3割程度という形になって  
おります。

○松 浦 議 長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○松 浦 議 長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松 浦 議 長

ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第35号、平成18年度安芸高田市浄化槽整備事業特  
別会計補正予算（第4号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第36号 平成18年度安芸高田市コミュニ

ティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）

○松浦議長

日程第11、議案第36号、平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長

議案第36号、平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ154万8千円を減額し、予算の総額を844万7千円とするものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思います。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

議案第36号、平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）について要点の説明を行います。

まず、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金の加入者分担金については、加入者の増により220万円を追加させていただいております。3款繰入金では、一般会計からの繰入金475万8千円を減額、5款諸収入では消費税の額の確定によりまして101万円を追加させていただいております。

次に歳出でございますが、7ページをお願いします。2款施設費の施設管理費では、処理区の精算見込みに伴いまして需用費では電気料金25万円を、委託料では施設管理委託料など129万8千円をそれぞれ減額させていただいております。

以上でございます。

○松浦議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○明木議員

議長。

○松浦議長

1番 明木一悦君。

○明木議員

今の分担金なんですけど、今増と言われたんですけど、何件増があったのかという数字的なものと、繰入金の方を減額されていますけど

も、その理由についてお伺いします。

○松 浦 議 長 ただいまの質疑に答弁を求めます。
建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長 ただいまのご質問にお答えします。加入者負担金は15件程度見込んでおりましたが、26件でございます。

それから、繰入金につきましては、歳入の見込みが歳入が増えたということで、繰入金の減額をさせていただいておるとというのが現状でございます。

○松 浦 議 長 ほかにありませんか。

[質疑なし]

○松 浦 議 長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[異議なし]

○松 浦 議 長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[討論なし]

○松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。

これより議案第36号、平成18年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○松 浦 議 長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第37号 平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

○松 浦 議 長 日程第12、議案第37号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児 玉 市 長 議案第37号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算でございます。

本案は既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,098万8千円を減額し、予算の総額を11億3,926万4千円とするものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思えます。

○松 浦 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

建設部長 金岡英雄君。

○金岡建設部長

議案第37号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について要点の説明を行います。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。8ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金、1項分担金ですが、精算見込みに伴い254万5千円の減額でございます。2項負担金では、下水道事業に伴う工事負担金、下水道の移設等でございますが、負担金450万円の減額をさせていただきます。次に8ページ、9ページでございますが、2款使用料及び手数料の1項使用料の水道使用料では、精算見込みに伴いまして746万4千円を、2項手数料では検査登録手数料など5万8千円をそれぞれ追加させていただきます。3款国庫支出金では、簡易水道事業国庫補助金の額の確定に伴いまして、1千万円を、4款県支出金では同じく県補助金を1,515万円を、それぞれ精算見込みに伴いまして減額をさせていただきます。10ページをお願いします。6款繰入金の1項他会計繰入金の一般会計からの繰入金でございますが、518万5千円を計上させていただきます。9款市債では、簡易水道事業債につきまして3,150万円を減額させていただきます。

次に歳出ですが、11ページをお願いします。1款総務費の1項総務管理費の一般管理費では、検針委託料など4万3千円の追加を、2款施設費の施設管理費では各給水区等の事業精算見込などによりまして、需用費では消耗品や修繕料など116万4千円を追加し、役務費では通信運搬費などとして15万円を減額、委託料では水質検査委託料や浄水場の管理業務など520万1千円を減額させていただきます。12ページをお願いします。2項施設建設費では、各給水区の事業精算見込によりまして旅費で21万3千円を、需用費では消耗品等の事務費関係で112万7千円を、役務費では通信運搬費等36万円をそれぞれ減額、また委託料では、吉田・甲田の測量試験費や美土里町の水源調査などの精算に伴いまして134万3千円を減額し、使用料及び賃借料では、甲田給水区の配水池用地の借り上げなどの精算見込みに伴いまして3万4千円を減額、工事請負費におきましては、吉田給水区の丹比可愛地区で2,967万6千円、八千代給水区で157万5千円、甲田給水区の高地長屋地区で506万3千円の、合わせて3,966万8千円を精算見込みに伴い減額をさせていただきます。公有財産購入費では、高地長屋地区の高区配水池の用地取得を18年度で予定しておりましたが、事業の進捗等の関係で19年度で対応させていただくということなどで275万8千円を減額させていただきます。補償補填及び賠償金では、同じく高地長屋地区の水管橋の敷設用地内の立木補償の精算見込みに伴いまして、34

万1千円を減額させていただいております。3款公債費では、償還金利子として100万円を減額させていただいております。

4ページをお願いします。第2表地方債の補正ですが、簡易水道事業におきまして、補正前の額から3,150万円を減額し、補正後の額を1億7,140万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○松浦議長 以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第37号、平成18年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松浦議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第38号 平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）

○松浦議長 日程第13、議案第38号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 児玉更太郎君。

○児玉市長 議案第38号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、28万円を追加し、予算の総額を1,085万8千円とするものでございます。

よろしく審議を賜りたいと思っております。

- 松 浦 議 長 これをもち提議理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。
建設部長 金岡英雄君。
- 金岡建設部長 議案第38号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）について要点の説明を行います。
まず歳入からご説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料の水道使用料ですが、精算見込により12万円の追加、3款繰入金の一般会計繰入金では16万円追加させていただきます。次にご説明させていただきます。歳出でございますが、3款公債費で償還金利子で28万円を追加させていただきます。以上でございます。
- 松 浦 議 長 以上で要点説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 松 浦 議 長 質疑なしと認め、これをもち質疑を終結いたします。
お諮りします。
本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
〔異議なし〕
- 松 浦 議 長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 松 浦 議 長 討論なしと認め、これをもち討論を終結いたします。
お諮りいたします。
これより議案第38号、平成18年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）の件を、起立により採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 松 浦 議 長 起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決をされました。
~~~~~○~~~~~
- 日程第14 議案第39号 平成18年度安芸高田市水道事業  
会計補正予算（第1号）
- 松 浦 議 長           日程第14、議案第39号、平成18年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提議理由の説明を求めます。  
市長 児玉更太郎君。
- 児 玉 市 長           議案第39号、議案名が平成18年度安芸高田市水道事業会計補正



予算（第1号）でございます。

予算第3条、収益的収入及び支出の既決予定額は2億9,145万5千円で、補正予定額932万3千円を減額し、予定総額をそれぞれ2億8,213万2千円とするものでございます。

次に、予算第4条に定められた資本的収入及び資本的支出につきましては、収入は既決予定額1億8,143万円に補正予定額8,528万4千円を減額し、予定総額を9,614万6千円とし、支出の既決予定額2億7,444万4千円に、補正予定額8,679万6千円を減額し、予定総額を1億8,764万8千円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、9,150万2千円は当年度分消費税及び地方消費税、資本的支出調整額431万円、当年度分損益勘定留保資金6,687万8千円、建設改良積立金2,031万4千円で補てんするものでございます。

予算第8条に定めました議会の議決を得なければ流用することができない経費の職員給与費既決予定額5,476万2千円に、補正予定額69万8千円を減額し、予定総額を5,406万4千円とするものでございます。

次に、予算第9条に定めた利益剰余金の処分の予定額でございますが、第4条予算の補てん財源に充てるため、建設改良積立金2,031万4千円を処分する予定としております。

以上予算にかかる13号議案につきまして、よろしく審議を賜りたいと思います。なお、最初に朗読をいたしました既決予定額は、予算と申し上げたと思いますが2億9,145万5千円で、補正予算額と申し上げましたが、補正予定額932万3千円を減額しておることとございますので、訂正をしておきます。

○松浦議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

公営企業部長 金岡英雄君。

○金岡公営企業部長

議案第39号、平成18年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）の要点説明をさせていただきます。

水道事業の経営活動に係る3条予算ですが、収益的収入及び支出について、予算説明資料によりご説明申し上げますので9ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出双方とも、既決予定額2億9,145万5千円から932万3千円を減額し、予定総額を2億8,213万2千円とするものでございます。収入の主なものでございますが、それぞれ決算見込みに伴いまして1款事業収益、1項の営業収益、1目の給水収益では、12月までの水道使用料、量水器使用料の実績に基づきまして1,153万8千円を減額しております。2項営業外収益でございますが、3目雑収益で甲田町給水区の減圧弁の雷被害に対する保険金給付金47万5千円を増額、3項特別利益では昨年9月の台風等に伴

います水害で吉田給水区の施設が水没した関係で、それに伴います保険給付金178万5千円を増額させていただいております。

続きまして、支出の主なものでございますが、それぞれ精算見込みに伴いまして、1款事業費、1項営業費で1千万3千円を減額しておりますが、そのうち1目の原水及び浄水費では、光熱水費や動力費など151万5千円を減額、2目配水及び給水費では委託料など208万円の減額、4目総係費では職員の給与など277万3千円の減額、5目減価償却費では363万5千円を減額をさせていただいております。2項営業外費用でございますが、10ページをお願いします。1目支払利息及び企業債取扱諸費では、企業利息など5万7千円の減額、2項消費税では275万5千円の減額、3項特別損失では203万3千円の増額、4項予備費では118万9千円の増額をさせていただいております。

続きまして、改良に係る第4条予算関係でございますが、11ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出についてご説明を申し上げます。まず、収入でございますが、1款資本的収入の既決予定額1億8,143万円から8,528万4千円を減額し、予定総額を9,614万6千円とするものでございます。主なものは、それぞれ精算見込みに伴うものでございますが、1款資本的収入、1項分担金では24万1千円の増額、2項工事分担金では下水道工事に伴う水道管移設工事負担金2,252万5千円の減額、4項企業債では6,300万円を減額するものでございます。

次に支出でございますが、1款の資本的支出の既決予定額2億7,444万4千円から8,679万6千円を減額し、予定総額を1億8,764万8千円とするものでございます。1項建設改良費では8,679万6千円を減額し予定総額を1億3,481万5千円とするものでございますが、その主なものといたしましては、それぞれ事業の精算見込みによるものでございます。1目の原水及び浄水設備新設改良費で、工事請負費で400万円の増額、2目配水施設新設改良費では施設の業務委託料や工事請負費など合わせて4,291万円の減額、3目営業設備費では量水器の購入費619万3千円の減額、4目固定資産取得費では55万円の増額をさせていただいております。5目甲立浄水場移転事業費では、委託料や工事請負費など4,224万3千円減額を行っております。

続きまして、この予算にかかります予定損益についてご説明申し上げますので、6ページにお戻りをいただきたいと思います。

6ページの1の営業利益でございますが、1の営業収益2億6,660万1,506円から、2の営業費用2億1,926万6,600円の差引額4,733万4,906円となっております。経常利益では、営業利益額4,733万4,906円に3の営業外収益46万2,

374円を加え、4の営業外費用3,588万1,939円を控除した額の1,191万5,341円でございます。したがって、当年度純利益としましては、この経常利益額から5の特別利益170万円、6の特別損失230万2,394円の関係から1,131万2,947円を予定しております。なお、この額に前年度繰越利益剰余金6,501万6,429円を加えた、当年度未処分利益剰余金の予定額としましては7,632万9,376円となっております。

続きまして、この予算にかかります貸借対照表についてご説明申し上げますので、7ページをお願いいたします。

まず、資産の部でございますが、1の固定資産の合計額は27億7,533万2,434円を、2の流動資産の合計額は1億725万9,060円を予定しております。したがって、資産合計の予定額としましては28億8,259万1,494円となっております。

8ページをお願いいたします。

負債の部でございますが、3の流動負債の合計額としましては32万2,317円となっております。次に、資本の部でございますが、4の資本金の合計額は12億3,157万7,737円、5の剰余金の合計額は16億5,069万1,440円で、資本金合計額と剰余金合計額を合わせた資本合計額は、28億8,226万9,177円となっております。したがって、負債資本の合計の予定額は28億8,259万1,494円でございます。

前に戻っていただきまして、予算書の2ページをお願いします。

補正予算書の第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費としましては、職員給与費の既決予定額5,476万2千円から補正予定額69万8千円を減額し、予定総額を5,406万4千円とするものでございます。次に剰余金の処分の第5条でございますが、当初予算の第9条に掲げる利益剰余金の処分につきましては、建設改良積立金として、2,031万4千円を計上しております。

以上でございます。

○松浦議長 以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○松浦議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

○松浦議長 ご異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

○松 浦 議 長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
お諮りいたします。

これより議案第39号、平成18年度安芸高田市水道事業会計補正  
予算（第1号）の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松 浦 議 長

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決をされました。

○松 浦 議 長

以上で、本日の日程を終了いたし、散会いたします。

明日は休会としておりましたが、議事の都合により会議規則第10  
条第3項の規定により、特に会議を開きます。

午前10時に再開しますので、ご参集ください。

本日は、ご苦勞様でございました。

~~~~~○~~~~~

午後 6時28分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員